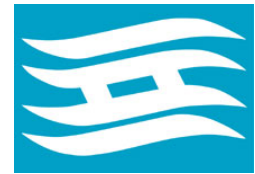


兵庫県公報

令和4年3月31日 木曜日 第24号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則（人事課）	3
告 示	
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程（人事課）	37
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程（農政環境部総務課）	40
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程（県土整備部総務課）	42

公布された法令のあらまし

◎行政組織規則の一部を改正する規則（規則第8号）

令和4年度の事務執行体制の整備を図るため、本庁及び地方機関の組織、事務分掌及び職制について所要の整備を行うこととした。

1 行政組織規則の一部改正

(1) 本庁の部、局、室及び課の組織改正

企画県民部を総務部、企画部、財務部、県民生活部及び危機管理部に、健康福祉部を福祉部及び保健医療部に、農政環境部を農林水産部及び環境部に、県土整備部を土木部及びまちづくり部に再編する。

ア 総務部

- (7) 総務部に総務課、秘書広報室、市町振興課、教育課、法務文書課、職員局及び元町プロジェクト室を設置する。
- (4) 総務部秘書広報室に秘書課、広報広聴課を設置する。
- (7) 総務部職員局に人事課、職員課及び管財課を設置する。
- (2) 総務部元町プロジェクト室に元町再開発課を設置する。
- (4) 総務部秘書広報室秘書課に儀典室を設置する。
- (4) 班の再編その他規定の整備を行う。

イ 企画部

- (7) 企画部に総務課、総合企画局、地域振興課、万博推進室、情報政策課、デジタル改革課及び統計課を設置する。
- (4) 企画部総合企画局に総合政策課、広域調整課及び計画課を設置する。
- (7) 企画部万博推進室に万博推進課を設置する。
- (2) 班の再編その他規定の整備を行う。

ウ 財務部

- (7) 財務部に総務課、財政課、税務課及び県政改革課を設置する。
- (4) 班の再編その他規定の整備を行う。

エ 県民生活部

- (7) 県民生活部に総務課、県民生活課、芸術文化課、生活安全課及び男女青少年課を設置する。
- (4) 班の再編その他規定の整備を行う。

オ 危機管理部

- (7) 危機管理部を設置し、同部に総務課、防災支援課、災害対策課及び消防保安課を設置する。
- (4) 班の再編その他規定の整備を行う。

カ 福祉部

(7) 福祉部に総務課、地域福祉課、国保医療課、高齢政策課、こども政策課、児童課、障害福祉課及びユニバーサル推進課を設置する。

(4) 班の再編その他規定の整備を行う。

キ 保健医療部

(7) 保健医療部に総務課、医務課、健康増進課、薬務課、生活衛生課及び感染症等対策室を設置する。

(4) 感染症等対策室に感染症対策課、ワクチン対策課及び疾病対策課を設置する。

ク 産業労働部

(7) 産業労働部に総務課、地域経済課、地域産業立地課、新産業課、労政福祉課、能力開発課、国際局及び観光局を設置する。

(4) 産業労働部国際局に国際課を設置する。

(9) 産業労働部観光局に観光振興課を設置する。

(5) 班の再編その他規定の整備を行う。

ケ 農林水産部

(7) 農林水産部に総務課、総合農政課、農業経営課、流通戦略課、農林経済課、農業改良課、農地整備課、農産園芸課、畜産課、林務課、治山課、水産漁港課及び全国豊かな海づくり大会推進室を設置する。

(4) 全国豊かな海づくり大会推進室に全国豊かな海づくり大会企画課を設置する。

(7) 班の再編その他規定の整備を行う。

コ 環境部

(7) 環境部に総務課、環境政策課、自然・鳥獣共生課、水大気課及び環境整備課を設置する。

(4) 班の再編その他規定の整備を行う。

サ 土木部

(7) 土木部に総務課、契約管理課、用地課、交通政策課、空港政策課、技術企画課、道路企画課、道路街路課、道路保全課、河川整備課、総合治水課、砂防課、下水道課及び港湾課を設置する。

(4) 班の再編その他規定の整備を行う。

シ まちづくり部

(7) まちづくり部に総務課、都市政策課、都市計画課、公園緑地課、住宅政策課、公営住宅整備課、公営住宅管理課、建築指導課、営繕課及び設備課を設置する。

(4) 班の再編その他規定の整備を行う。

ス 出納局

(7) 管理課の名称を物品管理課に改める。

(4) その他規定の整備を行う。

(2) 附属機関の改正

ア 空家等活用特区審議会を設置する。

イ 本庁の組織改正に伴い、規定の整備を行う。

(3) 地方機関の組織改正

県民局又は県民センターの室又は事務所に置く課の再編その他規定の整備を行う。

(4) 職制の改正

ア 本庁の組織の長として設置する職に元町プロジェクト室長及び万博推進室長を追加するとともに、新県政推進室長及び新庁舎整備室長を廃止する。

イ 本庁の組織に設置することがある職に新県政推進室長、次長、官等を追加するとともに、政策創生部長、県民生活部長、福祉部長、環境部長、まちづくり部長（以下、「政策創生部長等」という。）、防災計画監、建設参事等を廃止する。

ウ その他規定の整備を行う。

(5) 臨時に置く組織及び職の改正

元町プロジェクト室の設置期限を当分の間とする等組織及び職の設置期限を定める。

(6) 職務の特例

政策創生部長等の廃止に伴い、部長の職務の特例に関する規定を削除する。

2 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則の一部改正

企業庁及び病院局の職制の変更に伴い、規定の整備を行う。

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第8号

行政組織規則等の一部を改正する規則

(行政組織規則の一部改正)

第1条 行政組織規則(昭和36年兵庫県規則第40号)の一部を次のように改正する。

目次中

- 「第1節 企画県民部(第5条の2—第20条の2)
- 第2節 健康福祉部(第21条—第37条)
- 第3節 産業労働部(第38条—第46条の3)
- 第4節 農政環境部(第47条—第56条の8)
- 第5節 県土整備部(第57条—第65条の7)」

を

- 「第1節 総務部(第5条の2—第11条の2)
- 第2節 企画部(第12条—第15条の3)
- 第3節 財務部(第15条の4—第15条の8)
- 第4節 県民生活部(第16条—第16条の6)
- 第5節 危機管理部(第17条—第20条)
- 第6節 福祉部(第21条—第29条)
- 第7節 保健医療部(第29条の2—第37条)
- 第8節 産業労働部(第38条—第46条)
- 第9節 農林水産部(第47条—第56条の2)
- 第10節 環境部(第56条の3—第56条の8)
- 第11節 土木部(第57条—第63条の2)
- 第12節 まちづくり部(第63条の3—第65条の7)」

に、「第6節 出納局」を「第13節 出納局」に、「第7節 雑則」を「第14節 雑則」に改める。

第2章第1節の節名を次のように改める。

第1節 総務部

第2章第1節第1款から第13款までの款名、同章第2節の節名及び同節第1款から第6款までの款名、同章第3節の節名及び同節第1款から第5款までの款名、同章第4節の節名及び同節1款から第6款までの款名、同章第5節の節名及び同節第1款から第5款までの款名、同章第6節の節名並びに同章第7節の節名を削る。

第5条の2第1項中「企画県民部」を「総務部」に改め、「新県政推進室、」を削り、「局、新庁舎整備室」を「職員局、元町プロジェクト室」に改め、「及び隊」を削り、同項の表を次のように改める。

課名等	班名

総務課		総務班 企画班 経理班
秘書広報室	秘書課	秘書政策班 総務班
	広報広聴課	広報戦略班 報道班 地域広報班 広報相談班
市町振興課		企画班 財政班 選挙班
教育課		私学教育班 幼児教育・教育振興班 大学振興班 連携教育推進班
法務文書課		文書管理班 法務班 公益・宗教法人班 県民情報班
職員局	人事課	人事班 定員給与班
	職員課	管理班 共済・年金班
	管財課	管理班 庁舎保全班 財産管理班
元町プロジェクト室	元町再開発課	企画班

第5条の2第2項を次のように改める。

2 秘書課に儀典室を置き、儀典室に儀典班を置く。

第5条の3を次のように改める。

(総務課の事務)

第5条の3 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 総務部の行政に係る文書及び部長印の管守に関する事。
- (2) 総務部の職員の身分取扱い、研修及び福利厚生に関する事。
- (3) 総務部の職員の任免に関する事（法令（この規則を除く。）に基づく職に関するものに限る。）。
- (4) 総務部の職員が故意又は過失によって県に損害を与え、又は与えなかったことの認定に関する事。
- (5) 総務部の行政に係る附属機関の委員及び幹事の任免に関する事。
- (6) 総務部の予算、決算及び会計に関する事。
- (7) 総務部の行政の企画及び総合調整に関する事。
- (8) 総務部の行政に係る重要事業の進行管理に関する事。
- (9) 総務部の行政に係る事務の能率化に関する事。
- (10) 総務部の行政に係る広報及び広聴の推進及び連絡調整に関する事。
- (11) 総務部の行政事務及び行政組織の合理化に関する事。
- (12) 競馬法（昭和23年法律第158号）の施行に関する事。
- (13) 市町財政等調整基金に関する事。
- (14) 知事の資産等の公開に関する事。
- (15) 東京職員公舎に関する事。
- (16) 県民局、県民センター及び東京事務所に関する事。
- (17) 兵庫県競馬組合に関する事。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、総務部の事務のうちこの節に定めのないもの並びに企画部、財務部、県民生活部、危機管理部、福祉部、保健医療部、産業労働部、農林水産部、環境部、土木部及びまちづくり部の所掌に属しない事務

第5条の4第2項第6号中「文書課」を「法務文書課」に改める。

第5条の5（見出しを含む。）中「広報戦略課」を「広報広聴課」に改め、同条に次の5号を加える。

- (7) 県民の意向の把握に関する事。
- (8) 県の広聴活動の企画及び総合調整に関する事。
- (9) さわやか県民相談に関する事。
- (10) 来庁者の応援及び案内に関する事。
- (11) 兵庫県民総合相談センターに関する事。

第5条の6から第10条までを削る。

第11条中第35号を削り、第36号を第35号とし、第37号から第39号までを1号ずつ繰り上げ、同条を第6条とし、同条の次に次の2条を加える。

(教育課の事務)

第7条 教育課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 私立学校法（昭和24年法律第270号）の施行に関する事。
- (2) 次号に掲げるもののほか、大学に関する事。
- (3) 兵庫県公立大学法人及び公益社団法人兵庫県私学振興協会に関する事。
- (4) 私立学校審議会及び公立大学法人評価委員会に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、兵庫県教育委員会の所掌に属しない教育に関する事。

(法務文書課の事務)

第8条 法務文書課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 公文書等の管理に関する条例（令和元年兵庫県条例第10号）第2条第5項に規定する公文書等の管理に関する企画及び総合調整に関する事。
- (2) 公文書の管理に関する事務の総括に関する事。
- (3) 知事印、副知事印及び県印の管守に関する事。
- (4) 知事名又は副知事名で施行する公文書の審査に関する事。
- (5) 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。
- (6) 県公報の編集発行に関する事。
- (7) 公文書館法（昭和62年法律第115号）の施行に関する事。
- (8) 官報報告に関する事。
- (9) 法令案の審査並びに法令の解釈及び整備に関する事。
- (10) 法令及びその運用に関する調査研究及び資料の収集に関する事。
- (11) 不服申立て、訴訟等の総括に関する事。
- (12) 行政手続制度に関する事。
- (13) 県法令集に関する事。
- (14) 公益社団法人又は公益財団法人の認定及び監督に関する事。
- (15) 一般社団法人又は一般財団法人（民法（明治29年法律第89号）の規定により社団法人又は財団法人として設立された法人に限る。）の監督に関する事。
- (16) 認可特定保険業者の監督に関する事。
- (17) 公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条の規定による公益信託に係る許可及び一般的指導監督に関する事。
- (18) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）の施行に関する事。
- (19) 情報公開の企画及び総合調整に関する事。
- (20) 個人情報の保護に関する総合的施策の企画及び推進に関する事。
- (21) 個人情報の保護に関する行政の総合調整に関する事。
- (22) 兵庫県公館に関する事（県政資料館部門（歴史資料部門に限る。）に関するものに限る。）。
- (23) 公益認定等委員会、行政不服審査会、情報公開・個人情報保護審議会及び公文書管理委員会に関する事。

第12条を第9条とする。

第13条第10号中「企画県民部企画財政局総務課」を「総務部総務課」に改め、同条を第10条とする。

第14条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(元町再開発課の事務)

第11条の2 元町再開発課においては、元町及び周辺地域の再開発に関する事務をつかさどる。

第11条の2の次に次の節名及び3条を加える。

第2節 企画部

(内部組織)

第12条 企画部に、次の表に掲げる総合企画局、万博推進室及び課を置き、課に班を置く。

課名等	班名

総務課		総務班 企画班 経理班
総合企画局	総合政策課	政策班 SDG s 推進班
	広域調整課	地方分権班
	計画課	ビジョン班 エネルギー・水資源班 戦略推進第1班 戦略推進第2班 戦略推進第3班
地域振興課		地域交流班 地域再生班 地域資源班 兵庫津企画整備班 兵庫津展示班 公民連携班
万博推進室	万博推進課	万博調整班 バイエリア班
情報政策課		企画班 スマートシティ推進班
デジタル改革課		デジタル改革推進班 システム企画班
統計課		普及調整班 政策統計班 人口統計班 経済統計班 生活統計班

(総務課の事務)

第13条 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 企画部の行政に係る文書及び部長印の管守に関する事。
- (2) 企画部の職員の身分取扱い、研修及び福利厚生に関する事。
- (3) 企画部の職員の任免に関する事（法令（この規則を除く。）に基づく職に関するものに限る。）。
- (4) 企画部の職員が故意又は過失によって県に損害を与え、又は与えなかったことの認定に関する事。
- (5) 企画部の行政に係る附属機関の委員及び幹事の任免に関する事。
- (6) 企画部の予算、決算及び会計に関する事。
- (7) 企画部の行政の企画及び総合調整に関する事。
- (8) 企画部の行政に係る重要事業の進行管理に関する事。
- (9) 企画部の行政に係る事務の能率化に関する事。
- (10) 企画部の行政に係る広報及び広聴の推進及び連絡調整に関する事。
- (11) 企画部の行政事務及び行政組織の合理化に関する事。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、企画部の事務のうち、この節に定めのないものに関する事。

(総合政策課の事務)

第14条 総合政策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 政策の企画及び立案に関する事。
- (2) 県の重要施策の企画及び総合調整に関する事。
- (3) 県の重要事業の総合調整及び進行管理に関する事。
- (4) 複数の部の所掌に属する臨時又は特別の事務に係る調整又は対応方針の策定に関する事。
- (5) 持続可能な開発目標に関する企画及び総合調整に関する事。
- (6) 政策会議に関する事。
- (7) 総合教育会議に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に命じられた事務

第14条の2を次のように改める。

(広域調整課の事務)

第14条の2 広域調整課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 全国知事会との連絡に関する事。
- (2) 関西圏等における広域的な地域連携に関する事。
- (3) 近畿地方行政連絡会議に関する事。
- (4) 関西広域連合との連絡に関する事。
- (5) 国家戦略特別区域、総合特別区域、構造改革特別区域その他規制改革のための企画及び総合調整に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に命じられた事務

第15条から第15条の3までを削る。

第16条の見出し中「ビジョン課」を「計画課」に改め、同条中「ビジョン課」を「計画課」に改め、第10号を第17号とし、第9号を第16号とし、同条第8号中「公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構」の右に「及び一般財団法人淡路島くにうみ協会」を加え、同号を同条第15号とし、同条第7号の次に次の7号を加える。

- (8) 地域創生に関する企画及び総合調整に関すること。
- (9) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の施行に関すること。
- (10) 兵庫県地域創生条例（平成27年兵庫県条例第4号）の施行に関すること。
- (11) 兵庫県地域創生戦略の策定及び推進に関すること。
- (12) 地域創生戦略会議及び地域創生推進本部に関すること。
- (13) 地方創生に関する交付金の総合調整に関すること。
- (14) 県内地域における地域創生の推進に関すること。

第16条を第14条の3とする。

第16条の2を削る。

第16条の3の見出し中「地域創生局」を「地域振興課」に改め、同条第1項中「地域創生局」を「地域振興課」に改め、「次項及び第3項に定める事務のほか」を削り、第1号から第7号までを削り、第8号を第1号とし、第9号から第15号までを7号ずつ繰り上げ、同項第16号中「自立促進」を「持続発展の支援」に改め、同号を同項第9号とし、同項第17号から第19号までを7号ずつ繰り上げ、同項第12号の次に次の3号を加える。

- (13) 鳴門海峡の渦潮を生かした事業の総合調整に関すること。
- (14) 公民連携に関する企画及び総合調整に関すること。
- (15) 県立兵庫津ミュージアムに関すること。

第16条の3第1項第20号及び第21号を削り、同項第22号を同項第16号とし、同条第2項及び第3項を削り、同条を第14条の4とし、同条の次に次の1条を加える。

（万博推進課の事務）

第14条の5 万博推進課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大阪・関西万博の開催に伴う地域の活性化に関すること。
- (2) 大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備の総合的推進に関すること。

第16条の4を削る。

第16条の5第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) スマートシティの推進に関する施策の企画及び総合調整に関すること。

第16条の5を第15条とする。

第16条の6第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 県の情報システムの整備に関する企画及び総合調整に関すること。
- (5) 県の機関が共用する情報システムの整備及び管理に関すること。
- (6) 高度情報通信ネットワークの整備に関する企画及び推進に関すること。

第16条の6を第15条の2とし、同条の次に次の1条を加える。

（統計課の事務）

第15条の3 統計課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県統計調査の総合調整に関すること。
- (2) 統計調査の実施に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 統計結果の公表に関すること。
- (4) 統計書等の編集発行に関すること。
- (5) 統計書等の収集整備及び提供に関すること。
- (6) 市町が行う統計調査の指導に関すること。
- (7) 統計委員会に関すること。

第15条の3の次に次の節名及び5条を加える。

第3節 財務部

（内部組織）

第15条の4 財務部に、次の表に掲げる課を置き、課に班を置く。

課名	班名
総務課	総務企画班 経理班
財政課	財政企画班 予算班 資金財産班
税務課	管理班 税制企画班 税収対策班 課税班 システム・管理班
県政改革課	企画運営班 組織・事務改革班

(総務課の事務)

第15条の5 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 財務部の行政に係る文書及び部長印の管守に関する事。
- (2) 財務部の職員の身分取扱い、研修及び福利厚生に関する事。
- (3) 財務部の職員の任免に関する事（法令（この規則を除く。）に基づく職に関するものに限る。）。
- (4) 財務部の職員が故意又は過失によって県に損害を与え、又は与えなかったことの認定に関する事。
- (5) 財務部の行政に係る附属機関の委員及び幹事の任免に関する事。
- (6) 財務部の予算、決算及び会計に関する事。
- (7) 財務部の行政の企画及び総合調整に関する事。
- (8) 財務部の行政に係る重要事業の進行管理に関する事。
- (9) 財務部の行政に係る事務の能率化に関する事。
- (10) 財務部の行政に係る広報及び広聴の推進及び連絡調整に関する事。
- (11) 財務部の行政事務及び行政組織の合理化に関する事。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、財務部の事務のうち、この節に定めのないものに関する事。

(財政課の事務)

第15条の6 財政課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 議会に関する事。
- (2) 県財政の運営に関する事。
- (3) 県の予算に関する事。
- (4) 県の予算の適正な執行を確保するための措置に関する事。
- (5) 県の地方交付税に関する事。
- (6) 県の地方特例交付金に関する事。
- (7) 県の交通安全対策特別交付金に関する事。
- (8) 県に属する税外諸収入（次条第1号に規定する県税徴収金を除く。）の賦課徴収の方法に関する事。
- (9) 財政基金に関する事。
- (10) 監査委員に関する事。
- (11) 県の起債に関する事。
- (12) 県の資金運用及び一時借入金に関する事。
- (13) 県行政と密接な関連のある公社等の資金運用及び資金調達の指導に関する事。
- (14) 未利用地利活用の総合調整に関する事。
- (15) 当せん金付証券に関する事。
- (16) 自主財源の確保に関する企画及び総合調整に関する事。

(税務課の事務)

第15条の7 税務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県税（特別法人事業税及び軽自動車税環境性能割を含む。以下同じ。）及び県税に付随する徴収金（以下「県税徴収金」という。）の賦課徴収に係る企画及び統計に関する事。
- (2) 県税徴収金の賦課徴収事務の指導及び資料の調査収集に関する事。
- (3) 県税徴収金の賦課徴収事務に係る電子計算組織に関する事。
- (4) 県税徴収金に係る歳入予算に関する事。
- (5) 県固定資産税に関する事。
- (6) 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税に関する事。

- (7) 軽油引取税の賦課徴収に係る調査に関する事（広域にわたる事案及び困難な事案に係るものに限る。）。
- (8) 県税の犯則取締りに関すること。
- (9) 県税に係る交付金に関する事。
- (10) 税務職員の研修に関する事。
- (11) 税理士の登録に関する事。
- (12) 納税貯蓄組合に関する事。
- (13) 納税奨励、納税相談及び広報宣伝に関する事。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、県税徴収金に関する事。

（県政改革課の事務）

第15条の8 県政改革課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県の行財政全般にわたる改革に関する事。
- (2) 県の行政組織の合理化に関する事。
- (3) 県行政と密接な関連のある公社等の総合調整に関する事。
- (4) 県の行政事務の合理化に関する事。
- (5) 県行政の考査に関する事。
- (6) 新しい行政手法等の導入に関する事。
- (7) 県政改革審議会に関する事。

第15条の8の次に次の節名及び2条を加える。

第4節 県民生活部

（内部組織）

第16条 県民生活部に、次の表に掲げる課を置き、課に班を置く。

課名	班名
総務課	総務班 企画班 経理班 人権推進班
県民生活課	参画協働班 生涯学習班
芸術文化課	企画運営班 事業調整班
生活安全課	消費政策班 地域安全対策班 交通安全対策班
男女青少年課	男女共同参画班 家庭応援班 青少年育成班 青少年指導班

（総務課の事務）

第16条の2 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県民生活部の行政に係る文書及び部長印の管守に関する事。
- (2) 県民生活部の職員の身分取扱い、研修及び福利厚生に関する事。
- (3) 県民生活部の職員の任免に関する事（法令（この規則を除く。）に基づく職に関するものに限る。）。
- (4) 県民生活部の職員が故意又は過失によって県に損害を与え、又は与えなかったことの認定に関する事。
- (5) 県民生活部の行政に係る附属機関の委員及び幹事の任免に関する事。
- (6) 県民生活部の予算、決算及び会計に関する事。
- (7) 県民生活部の行政の企画及び総合調整に関する事。
- (8) 県民生活部の行政に係る重要事業の進行管理に関する事。
- (9) 県民生活部の行政に係る事務の能率化に関する事。
- (10) 県民生活部の行政に係る広報及び広聴の推進及び連絡調整に関する事。
- (11) 県民生活部の行政事務及び行政組織の合理化に関する事。
- (12) 人権に関する総合的施策の企画及び調整に関する事。
- (13) 人権啓発事業に関する事。
- (14) 県立のじぎく会館に関する事。
- (15) 公益財団法人兵庫県人権啓発協会に関する事。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、県民生活部の事務のうち、この節に定めのないものに関する事。

第16条の7を削る。

第16条の8中第7号から第9号までを削り、第10号を第7号とし、第11号から第14号までを3号ずつ繰り上げ、同条第15号中「消費生活課」を「生活安全課」に改め、同号を同条第12号とし、同条第16号を同条第13号とし、同条を第16条の3とする。

第16条の9を第16条の4とする。

第16条の10の見出し中「消費生活課」を「生活安全課」に改め、同条中「消費生活課」を「生活安全課」に改め、同条第12号中「実現」の右に「、地域安全及び交通安全」を、「こと」の右に「他課室の所掌に属するものを除く。」を加え、同号を同条第25号とし、同条第11号を同条第23号とし、同号の次に次の1号を加える。

(24) 交通安全対策会議及び地域安全まちづくり審議会に関すること。

第16条の10第10号を同条第22号とし、同条第9号の次に次の12号を加える。

(10) 地域安全対策についての企画及び調整に関すること。

(11) 地域安全に関する行政の総合調整に関すること。

(12) 地域安全思想の普及に関すること。

(13) 地域安全に係る自発的な住民組織の育成及び支援に関すること。

(14) 地域安全の指導に関すること。

(15) 交通安全対策についての企画及び調整に関すること。

(16) 交通安全思想の普及に関すること。

(17) 交通事故による被害者救済対策に関すること。

(18) 交通事故相談に関すること。

(19) 交通安全の指導に関すること。

(20) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。

(21) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の施行に関すること。

第16条の10を第16条の5とし、第16条の11を削る。

第16条の12の見出し中「男女家庭課」を「男女青少年課」に改め、同条中「男女家庭課」を「男女青少年課」に改め、同条第8号中「男女共同参画審議会」を「青少年愛護審議会及び男女共同参画審議会」に改め、同号を同条第14号とし、同条第7号中「及び県立ひょうご女性交流館」を「、県立いえしま自然体験センター、県立こどもの館、県立神出学園、県立ひょうご女性交流館及び県立山の学校」に改め、同号を同条第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 公益財団法人兵庫県青少年本部に関すること。

第16条の12第6号の次に次の5号を加える。

(7) 青少年に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。

(8) 青少年に関する行政の総合調整に関すること。

(9) 青少年の指導、保護及び育成に関すること。

(10) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づく学校の設置者又はその設置する学校が行った調査の結果についての調査に関すること。

(11) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童厚生施設に関すること。

第16条の12を第16条の6とし、第16条の13を削る。

第17条の見出し中「防災企画課」を「総務課」に改め、同条第1項中「防災企画課においては、次項に定める事務のほか」を「総務課においては」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 危機管理部の行政に係る文書及び部長印の管守に関すること。

(2) 危機管理部の職員の身分取扱い、研修及び福利厚生に関すること。

第17条第1項第10号中「及び次項各号」を削り、「防災企画局及び災害対策局」を「危機管理部」に、「次条から第20条の2まで」を「この節」に改め、「ないもの」の右に「に関すること。」を加え、同号を同項第17号とし、同項中第9号を第16号とし、第7号及び第8号を削り、第6号を第15号とし、第3号から第5号までを9号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の9号を加える。

(3) 危機管理部の職員の任免に関すること（法令（この規則を除く。）に基づく職に関するものに限る。）。

(4) 危機管理部の職員が故意又は過失によって県に損害を与え、又は与えなかったことの認定に関すること。

(5) 危機管理部の行政に係る附属機関の委員及び幹事の任免に関すること。

- (6) 危機管理部の予算、決算及び会計に関すること。
- (7) 危機管理部の行政の企画及び総合調整に関すること。
- (8) 危機管理部の行政に係る重要事業の進行管理に関すること。
- (9) 危機管理部の行政に係る事務の能率化に関すること。
- (10) 危機管理部の行政に係る広報及び広聴の推進及び連絡調整に関すること。
- (11) 危機管理部の行政事務及び行政組織の合理化に関すること。

第17条第2項を削り、同条を第17条の2とし、同条の前に次の節名及び1条を加える。

第5節 危機管理部

(内部組織)

第17条 危機管理部に、次の表に掲げる課を置き、課に班及び隊を置く。

課名	班名等
総務課	総務班 企画班 経理班
防災支援課	防災支援班 防災事業班 防災企画班 広域企画班
災害対策課	防災・危機管理班 訓練・指導班 防災情報班
消防保安課	消防班 産業保安班 消防防災航空隊

第18条第5号を次のように改める。

- (5) 災害に対する支援に関すること。

第18条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 広域防災その他の広域の危機管理に関する施策の総合調整に関すること。
- (7) 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターに関すること。

第19条第3号中「防災企画課」を「危機管理部総務課」に改め、同条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第15号までを2号ずつ繰り上げる。

第20条の見出し中「消防課」を「消防保安課」に改め、同条中「消防課」を「消防保安課」に改め、同条第3号中「(産業保安課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同条第8号中「消防」の右に「並びに高圧ガス、火薬類及び電気の保安」を加え、同号を同条第19号とし、同条中第7号を第18号とし、第6号を第17号とし、第5号の次に次の11号を加える。

- (6) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の施行に関すること。
- (7) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の施行に関すること。
- (8) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関すること。
- (9) 武器等製造法（昭和28年法律第145号）の施行に関すること。
- (10) 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）の施行に関すること。
- (11) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）の施行に関すること。
- (12) ガス事業法（昭和29年法律第51号）の施行に関すること。
- (13) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和54年法律第33号）の施行に関すること。
- (14) 電気事業法（昭和39年法律第170号）の施行に関すること。
- (15) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の施行に関すること。
- (16) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）の施行に関すること。

第20条の2を削る。

第20条の次に次の節名を付する。

第6節 福祉部

第21条に見出しとして「(内部組織)」を付し、同条第1項中「健康福祉部」を「福祉部」に改め、「局、感染症等対策室及び」を削り、同項の表を次のように改める。

課名	班名
総務課	総務班 企画班 経理班 法人監査指導班 統計・補助金班
地域福祉課	地域福祉班 生活保護班 恩給援護班
国保医療課	医療福祉班 国保運営班 国保健康づくり推進班
高齢政策課	企画調整班 地域包括ケア推進班 介護基盤整備班 介護人材対策班
こども政策課	こども企画班 こども育成班
児童課	児童福祉班 家庭福祉班
障害福祉課	障害政策班 身体・知的障害福祉班 精神障害福祉班
ユニバーサル推進課	社会参加支援班 障害者就労支援班 障害福祉基盤整備班

第21条第2項を削る。

第22条の見出し中「社会福祉課」を「総務課」に改め、同条第1項中「社会福祉課においては、次項及び第3項に定める事務のほか」を「総務課においては」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同項第13号中「、次項各号及び第3項各号」を削り、「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同号を同項第17号とし、同号の前に次の4号を加える。

- (13) 社会福祉法人の指導及び監査に関すること。
- (14) 社会福祉施設の指導及び監査に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (15) 人口動態統計、保健統計及び社会福祉統計に関すること。
- (16) 補助金、負担金及び交付金に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。

第22条第1項第12号を削り、同項第11号を同項第12号とし、同項第10号中「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号中「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 福祉部の職員が故意又は過失によって県に損害を与え、又は与えなかったことの認定に関すること。

第22条第2項及び第3項を削る。

第24条を削り、第25条を第24条とし、第26条を第25条とする。

第27条第8号中「子ども・子育て会議」の右に「及び認定こども園審議会」を加え、同条を第26条とする。

第27条の2を第27条とする。

第28条第1項中「、次項に定める事務のほか」を削り、同項第6号中「、結核児童」を「及び結核児童」に改め、「並びに障害児施設」を削り、同項第12号中「及び次項に定める事務」を削り、同号を同項第17号とし、同項第11号を同項第16号とし、同項第10号中「県立知的障害者更生相談所」の右に「、精神保健福祉センター、兵庫県こころのケアセンター」を加え、同号を同項第15号とし、同項第9号の次に次の5号を加える。

- (10) 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (11) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）の施行に関すること。
- (13) 精神保健福祉士を養成する施設に関すること。
- (14) アルコール慢性中毒者（精神障害者を除く。）の保健指導に関すること。

第28条第2項を削る。

第29条第7号中「就労支援及び」を「療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練及び就労支援並びに」に改め、同条第10号中「基づく」の右に「障害児施設及び」を加え、同条の次に次の節名及び2条を加える。

第7節 保健医療部

(内部組織)

第29条の2 保健医療部に、次の表に掲げる感染症等対策室及び課を置き、課に班を置く。

課名等		班名
総務課		総務班 企画班 経理班
医務課		企画調整班 医療人材確保班 医療指導班
健康増進課		健康政策班 保健・栄養指導班 歯科口腔保健班 受動喫煙対策班 認知症対策班
薬務課		薬務指導班 薬務対策・捜査班
生活衛生課		環境衛生班 水道班 食の安全安心推進班
感染症等対策室	感染症対策課	感染症班 新型コロナウイルス感染症対策班
	ワクチン対策課	企画調整班 接種推進班
	疾病対策課	がん・難病対策班

(総務課の事務)

第29条の3 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 保健医療部の行政に係る文書及び部長印の管守に関すること。
- (2) 保健医療部の職員の身分取扱い、研修及び福利厚生に関すること。
- (3) 保健医療部の職員の任免に関すること（法令（この規則を除く。）に基づく職に関するものに限る。）。
- (4) 保健医療部の職員が故意又は過失によって県に損害を与え、又は与えなかったことの認定に関すること。
- (5) 保健医療部の行政に係る附属機関の委員及び幹事の任免に関すること。
- (6) 保健医療部の予算、決算及び会計に関すること。
- (7) 保健医療部の行政の企画及び総合調整に関すること。
- (8) 保健医療部の行政に係る重要事業の進行管理に関すること。
- (9) 保健医療部の行政に係る事務の能率化に関すること。
- (10) 保健医療部の行政に係る広報及び広聴の推進及び連絡調整に関すること。
- (11) 保健医療部の行政事務及び行政組織の合理化に関すること。
- (12) 県立健康科学研究所及び保健所に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、保健医療部の事務のうち、この節に定めのないものに関すること。

第30条第23号中「社会福祉課」を「高齢政策課」に改める。

第31条第1項中「、次項に定める事務のほか」を削り、同項第22号中「及び次項」を削り、同号を同項第24号とし、同項第21号中「及び食の安全安心と食育審議会（食育に係るものに限る。）」を削り、同号を同項第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (23) 食の安全安心と食育審議会に関すること（食育に係るものに限る。）。

第31条第1項中第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

- (20) 認知症に関する施策の企画及び推進に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。

第31条第2項を削る。

第33条第26号中「鳥獣対策課」を「自然・鳥獣共生課」に改める。

第37条の次に次の節名を付する。

第8節 産業労働部

第38条に見出しとして「(内部組織)」を付し、同条第1項中「掲げる局」を「掲げる国際局、観光局」に改め、同項の表を次のように改める。

課名等		班名
総務課		総務班 経理班 企画班
地域経済課		経営支援班 商業活性化班 経済・雇用政策班 金融班 設備資金班
地域産業立地課		産地皮革班 ものづくり支援班 計量班 立地班
新産業課		新産業創造班 情報・成長産業振興班 科学政策班
労政福祉課		労政企画班 労使団体班 雇用推進班 雇用就労班
能力開発課		人材育成班 公共訓練班
国際局	国際課	地域国際化班 交流企画班 経済交流班
観光局	観光振興課	企画調査班 誘客促進班

第38条第2項を削る。

第39条の見出し中「産業政策課」を「総務課」に改め、同条中「産業政策課」を「総務課」に改め、第10号を削り、第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 産業労働部の職員が故意又は過失によって県に損害を与え、又は与えなかったことの認定に関する事

と。

第39条第12号から第15号までを削り、同条第16号を同条第12号とする。

第42条から第44条までを削り、第41条を第44条とする。

第40条第1項中「次項に定める事務のほか」を削り、同項第15号中「及び次項各号」を削り、「福祉」の右に「並びに雇用及び就業」を加え、同号を同項第22号とし、同項第14号中「公益財団法人兵庫県勤労福祉協会」の右に「及び一般財団法人兵庫県雇用開発協会」を加え、同号を同項第21号とし、同項第13号を同項第20号とし、同項第12号の次に次の7号を加える。

(13) 雇用の創出及び安定に係る総合的施策の企画及び推進に関する事

と。

(14) 外国人の就労に関する事

と。

(15) 職業紹介に関する事

と。

(16) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する

法律（平成3年法律第57号）の施行に関する事

と。

(17) 職場適応訓練に関する事

と。

(18) 高年齢者の労働能力の活用に関する事

と。

(19) 重度障害者多数雇用事業所（県が出資するものに限る。）に関する事

と。

第40条第2項を削り、同条を第43条とし、第39条の次に次の3条を加える。

(地域経済課の事務)

第40条 地域経済課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 中小企業の振興に係る総合的施策の企画及び推進に関する事

と。

(2) 商業に係る総合的施策の企画及び推進に関する事

と。

(3) 商業流通の近代化の促進に関する事

と。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）の施行に関する事

と。

(5) 商工会法（昭和35年法律第89号）の施行に関する事

と。

(6) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の施行に関する事

と。

(7) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の施行に関する事

と。

(8) 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第7

4号）の施行に関する事

と。

(9) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）の施行に関する

事

と。

(10) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）の施行に関する事

と。

- (11) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）の施行に関する事。
- (12) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）の施行に関する事。
- (13) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の施行に関する事。
- (14) 小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）の施行に関する事。
- (15) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の施行に関する事。
- (16) 商工物資の価格及び需給の安定に関する事。
- (17) 商工物資に係る国民生活安定緊急措置法の施行に関する事。
- (18) 商工物資に係る生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の施行に関する事。
- (19) 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）の施行に関する事。
- (20) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）の施行に関する事。
- (21) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）の施行に関する事（新産業課の所掌に属するものを除く。）。
- (22) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）の施行に関する事。
- (23) 産業・雇用に係る総合的施策の企画調整及び推進に関する事。
- (24) 産業振興計画及び雇用対策推進計画の進行管理に関する事。
- (25) 産業振興に関する調査に関する事。
- (26) 産業情報の収集及び提供に関する事。
- (27) 中小企業の金融に関する事。
- (28) 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）の施行に関する事。
- (29) 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）の施行に関する事。
- (30) 貸金業法（昭和58年法律第32号）の施行に関する事。
- (31) 商工会議所に関する事。
- (32) 公益財団法人ひょうご産業活性化センターに関する事。
- (33) 小売商業紛争調停委員に関する事。

（地域産業立地課の事務）

第41条 地域産業立地課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 鉱工業に係る総合的施策の企画及び推進に関する事。
- (2) 産地・皮革産業振興に係る総合的施策の企画及び推進に関する事。
- (3) 産業技術に係る総合的施策の企画及び推進に関する事。
- (4) 工業用水法（昭和31年法律第146号）の施行に関する事。
- (5) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）の施行に関する事（河川整備課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 採石法（昭和25年法律第291号）の施行に関する事（砂防課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 計量法（平成4年法律第51号）の施行に関する事。
- (8) 産業立地に係る総合的施策の企画及び推進に関する事。
- (9) 産業に係る資源エネルギーの開発及び有効利用に関する事。
- (10) 工場立地法（昭和34年法律第24号）の施行に関する事。
- (11) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）の施行に関する事（総合農政課の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行に関する事。
- (13) 県立工業技術センターに関する事。
- (14) 公益財団法人姫路・西はりま地場産業センター及び一般財団法人但馬地域地場産業振興センターに関する事。
- (15) 産業立地審議会に関する事。

（新産業課の事務）

第42条 新産業課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 新産業の創造に係る総合的施策の企画及び推進に関する事。
- (2) 産業の情報化に関する総合的施策の企画及び推進に関する事。
- (3) 情報産業の振興に関する事。
- (4) 生活産業の振興に関する事。

- (5) 中小企業等経営強化法に基づく創業及び新事業の展開に関すること。
- (6) 科学技術の振興の総合調整及び推進に関すること。
- (7) 県立先端科学技術支援センターに関すること。
- (8) 公益財団法人ひょうご科学技術協会、公益財団法人計算科学振興財団及び公益財団法人兵庫県科学技術振興財団に関すること。
- (9) 兵庫県科学技術会議に関すること。

第45条の見出し中「国際交流課」を「国際課」に改め、同条中「国際交流課」を「国際課」に改め、第9号を第13号とし、第8号を第12号とし、第7号の次に次の4号を加える。

- (8) 国際経済交流に係る総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (9) 企業の海外活動の推進に関すること。
- (10) 輸出手形損失^{てん}填補に関すること。
- (11) 外国企業等の県内への投資の促進に関すること。

第46条を削る。

第46条の2の見出し中「観光企画課」を「観光振興課」に改め、同条中「観光企画課」を「観光振興課」に改め、同条に次の2号を加える。

- (5) 観光事業の推進及び広報宣伝に関すること。
- (6) 広域連携ツーリズムの振興に関すること。

第46条の2を第46条とする。

第46条の3を削る。

第46条の次に次の節名を付する。

第9節 農林水産部

第47条に見出しとして「(内部組織)」を付し、同条第1項中「農政環境部」を「農林水産部」に改め、「局、」を削り、同項の表を次のように改める、

課名等	班名
総務課	総務班 企画班 経理契約班
総合農政課	農林水産政策班 研究調整班 楽農生活班 農地管理調整班
農業経営課	担い手対策班 集落農業活性化班
流通戦略課	ブランド戦略班 食の安全・ゼロエミッション班 地産地消班
農林経済課	農業共済金融班 農協指導班 検査班
農業改良課	普及活動支援班 環境創造型農業推進班
農地整備課	管理指導班 農村計画班 基盤整備班 農地防災班
農産園芸課	農産班 花き果樹班
畜産課	酪農養鶏班 肉用牛振興班 防疫衛生班
林務課	林政調整班 森林整備計画班 木材利用班
治山課	計画班 治山班 森づくり普及班 森づくり整備班 森林保全班
水産漁港課	漁政班 漁業経営班 漁港漁場整備班
全国豊かな海づくり大会推進室	全国豊かな海づくり大会企画課 企画班 事業推進班

第47条第2項を削る。

第48条第1号から第3号までの規定中「農政環境部」を「農林水産部」に改め、同条第14号中「農政環境部」を「農林水産部」に改め、同条第15号とし、同条第13号を同条第14号とし、同条第12号中「農政環境部」を「農林水産部」に改め、同条第13号とし、同条第11号中「農政環境部」を「農林水産部」に改め、同条第12号とし、同条第10号中「農政環境部」を「農林水産部」に改め、同条第11号とし、同条第9号中「農政環境部」を「農林水産部」に改め、同条第10号とし、同条第8号中「農政環境部」を「農林水産部」に改め、同条第9号とし、同条第7号中「農政環境部」を「農林水産部」に改め、同条第8号とし、同条第6号中「農政環境部」を「農林水産部」に改め、同条第7号とし、同条第5号中「農政環境部」を「農林水産部」に改め、同条第6号とし、同条第4号中「農政環境部」を「農林水産部」に改め、同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 農林水産部の職員が故意又は過失によって県に損害を与え、又は与えなかったことの認定に関すること。

第48条の2第1項中「、次項に定める事務のほか」を削り、第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、第12号を第19号とし、同項第11号中「県立農林水産技術総合センター」の右に「及び兵庫楽農生活センター」を加え、同条を同項第18号とし、同条の前に次の8号を加える。

- (10) 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)の施行に関すること(他課室の所掌に属するものを除く。)
- (11) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)の施行に関すること。
- (12) 農村地域の定住化促進に関すること。
- (13) 農地法(昭和27年法律第229号)の施行に関すること。
- (14) 農事に係る調停に関すること。
- (15) 農地法に基づく行政処分に係る訴訟に関すること。
- (16) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)の施行に関すること。
- (17) 農業者年金に関すること。

第48条の2第2項を削る。

第48条の3第1項中「、次項に定める事務のほか」を削り、同項第2号中「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の右に「(平成6年法律第113号)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (11) 都市農業の推進に関すること。

第48条の3第2項を削る。

第48条の4の見出し中「消費流通課」を「流通戦略課」に改め、同条中「消費流通課」を「流通戦略課」に改め、同条第5号中「水産課」を「水産漁港課」に改め、同条第13号を削り、同条第14号を同条第13号とし、同条に次の6号を加える。

- (14) 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)に基づく勧告及び命令並びに立入検査等に関すること。
- (15) 食育基本法に基づく農林水産業に関すること。
- (16) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関すること(農業経営課の所掌に属するものを除く。)
- (17) 米の消費及び流通に関すること。
- (18) 県産農林水産物の地産地消の普及啓発に関すること。
- (19) 県産農林水産物の直売活動の推進に関すること。

第49条第1項中「、次項に定める事務のほか」を削り、第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、同項に次の4号を加える。

- (7) 農業協同組合及び農業協同組合連合会の検査に関すること。
- (8) 水産業協同組合、森林組合及び森林組合連合会の検査に関すること。
- (9) 農業信用基金協会に関すること。
- (10) 農業共済保険審査会に関すること。

第49条第2項を削る。

第50条第14号中「鳥獣対策課」を「自然・鳥獣共生課」に改める。

第51条第1項中「、次項に定める事務のほか」を削り、同項第4号中「地すべり等防止法」の右に「(昭和33年法律第30号)」を加え、「(地すべり防止区域の指定に関するものに限る。)」を削り、同項第12号中「及び次項各号」を削り、同条を同項第19号とし、同項第11号の次に次の7号を加える。

- (12) 山村振興法(昭和40年法律第64号)の施行に関すること。

- (13) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）の施行に関すること（建築指導課の所掌に属するものを除く。）。
- (14) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）の施行に関すること。
- (15) 農村振興基本計画の作成及び農村振興総合整備事業に関すること。
- (16) ため池の保全に関すること。
- (17) 農業集落排水事業、中山間地域総合整備事業、かんがい排水事業、農地防災事業、公害防除特別土地改良事業及び農地又は農業用施設の災害復旧事業に関すること。
- (18) 海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく農地等の保全に関すること。

第51条第2項を削る。

第52条第2号中「消費流通課」を「流通戦略課」に改め、同条第12号中「鳥獣対策課」を「自然・鳥獣共生課」に改める。

第54条第2号中「自然環境課」を「自然・鳥獣共生課」に改め、同条第10号中「消費流通課」を「流通戦略課」に改め、同条中第17号を削り、第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

- (16) 林道に関すること。

第54条第19号を同条第20号とし、同条第18号の次に次の1号を加える。

- (19) 森林審議会に関すること。

第54条の2を削る。

第55条第3号を次のように改める。

- (3) 新ひょうご森づくりの推進に関すること。

第55条に次の7号を加える。

- (4) 災害に強い森づくりの推進に関すること。
- (5) 保安林及び森林保安施設地区に関すること。
- (6) 森林の転用に関すること。
- (7) 森林病虫害の防除に関すること。
- (8) 森林保険及び森林火災予防に関すること。
- (9) 県立三木山森林公園に関すること。
- (10) 県立ふるさとの森公園に関すること。

第56条の見出し中「水産課」を「水産漁港課」に改め、同条第1項中「水産課」を「水産漁港課」に改め、「次項に定める事務のほか」を削り、同項第5号中「並びに小型船舶の船籍及び積量の測度」を削り、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、第13号の次に次の1号を加える。

- (14) 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に基づく特定第一種水産動植物等取扱事業者等の届出に関すること。

第56条第1項第17号中「及び次項各号」を削り、同号を同項第30号とし、同項第16号中「漁業信用基金協会」を「公益財団法人ひょうご豊かな海づくり協会及び漁業信用基金協会」に改め、同号を同項第29号とし、同項第15号の次に次の13号を加える。

- (16) 沿岸漁場整備開発に関すること。
- (17) 水産物の消費及び流通に関すること。
- (18) 水産業の技術普及に関すること。
- (19) 水産加工業の奨励及び改善に関すること。
- (20) 漁場の環境保全に関すること。
- (21) 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）の施行に関すること。
- (22) 漁港、漁場及び漁港区域に係る海岸の整備計画に関すること。
- (23) 漁港、漁場及び漁港区域に係る海岸の工事の執行及び管理に関すること。
- (24) 漁港及び漁港区域に係る海岸の災害復旧工事に関すること。
- (25) 漁業経営構造改善事業に関すること。
- (26) 漁村環境整備に関すること。
- (27) 災害対策基本法に基づく漁港管理者が管理する道路に係る災害時における車両の移動等に関すること。
- (28) 県立農林水産技術総合センター水産技術センターに関すること。

第56条第2項を削る。

第56条の2を削り、第56条の2の2を第56条の2とする。

第56条の7を削る。

第56条の6第1項中「次項に定める事務のほか」を削り、同項第3号中「(環境整備課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同項中第16号を削り、第17号を第16号とし、同項第18号中「及び次項各号」を削り、同号を同項第24号とし、同項第16号の次に次の7号を加える。

- (17) 環境影響評価に関すること。
 - (18) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)の施行に関すること。
 - (19) 公害防止計画に関すること。
 - (20) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)の施行に関すること。
 - (21) 大気汚染状況の常時監視に関すること。
 - (22) 大気汚染緊急時に係る大気汚染状況の周知及び協力要請に関すること。
 - (23) 自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会及び環境影響評価審査会に関すること。
- 第56条の6第2項を削り、同条を第56条の7とする。

第56条の5の見出し中「鳥獣対策課」を「自然・鳥獣共生課」に改め、同条中「鳥獣対策課」を「自然・鳥獣共生課」に改め、第5号を第12号とし、第2号から第4号までを7号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の7号を加える。

- (2) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)の施行に関すること。
- (3) 自然再生推進法(平成14年法律第148号)の施行に関すること。
- (4) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)の施行に関すること。
- (5) エコツアーリズム推進法(平成19年法律第105号)の施行に関すること。
- (6) 自然公園の公園計画の策定及び管理に関すること。
- (7) 自然公園の整備に関すること。
- (8) 自然歩道に関すること。

第56条の5を第56条の6とする。

第56条の3中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条第12号中「創造」の右に「及び地球温暖化の防止」を加え、同号を同条第14号とし、同条中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第8号の次に次の3号を加える。

- (9) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)の施行に関すること。
- (10) 気候変動への適応に関すること。
- (11) 再生可能エネルギー対策に関すること。

第56条の3を第56条の5とする。

第56条の2の次に次の節名及び2条を加える。

第10節 環境部

(内部組織)

第56条の3 環境部に、次の表に掲げる課を置き、課に班を置く。

課名	班名
総務課	総務班 企画班 経理班
環境政策課	政策班 温暖化対策班
自然・鳥獣共生課	自然環境保全班 鳥獣保護管理班 被害対策班
水大気課	大気班 水質班 審査情報班
環境整備課	資源循環班 廃棄物規制班 監視班

(総務課の事務)

第56条の4 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 環境部の行政に係る文書及び部長印の管守に関すること。
- (2) 環境部の職員の身分取扱い、研修及び福利厚生に関すること。

- (3) 環境部の職員の任免に関する事（法令（この規則を除く。）に基づく職に関するものに限る。）。
 - (4) 環境部の職員が故意又は過失によって県に損害を与え、又は与えなかったことの認定に関する事。
 - (5) 環境部の行政に係る附属機関の委員及び幹事の任免に関する事。
 - (6) 環境部の予算、決算及び会計に関する事。
 - (7) 環境部の行政の企画及び総合調整に関する事。
 - (8) 環境部の行政に係る重要事業の進行管理に関する事。
 - (9) 環境部の行政に係る事務の能率化に関する事。
 - (10) 環境部の行政に係る広報及び広聴の推進及び連絡調整に関する事。
 - (11) 環境部の行政事務及び行政組織の合理化に関する事。
 - (12) 環境部の行政に係る電子計算組織に関する事。
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、環境部の事務のうち、この節に定めのないものに関する事。
- 第56条の8中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。
- (14) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）の施行に関する事。
- 第56条の8の次に次の節名を付する。

第11節 土木部

第57条に見出しとして「(内部組織)」を付し、同条第1項中「県土整備部」を「土木部」に改め、「局及び」を削り、同項の表を次のように改める。

課名	班名
総務課	総務班 企画班 経理班
契約管理課	入札制度班 契約班 建設業班
用地課	管理班 用地補償班 収用委員会調整班
交通政策課	地域交通班 計画班
空港政策課	利用調整班 運営企画班
技術企画課	業務班 県土政策班 技術管理班
道路企画課	事務班 計画調査班 事業推進班 計画推進班
道路街路課	国道・橋梁 ^{クニョウ} 班 県道班 街路班
道路保全課	管理班 保全班
河川整備課	管理班 河川・武庫川整備班 企画防災班
総合治水課	計画班 施設班
砂防課	管理班 砂防班
下水道課	経営管理班 計画指導班 設備班
港湾課	事務班 港湾計画班 港湾整備班 管理班 港湾企画班

第57条第2項を削る。

第58条第1項中「次項に定める事務のほか」を削り、同項第1号から第3号までの規定中「県土整備部」を「土木部」に改め、同項第10号を削り、同項第9号中「県土整備部」を「土木部」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「県土整備部」を「土木部」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「県土整備部」を「土木部」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「県土整備部」を「土木部」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「県土整備部」を「土木部」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「県土整備部」を「土木部」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 土木部の職員が故意又は過失によって県に損害を与え、又は与えなかったことの認定に関する事。

第58条第1項第11号中「県土整備部」を「土木部」に改め、同項第12号及び第13号を削り、同項第14号中「及び次項各号」を削り、「県土整備部」を「土木部」に改め、同号を同項第12号とし、同条第2項を削る。

第58条の2第1号及び第4号中「県土整備部」を「土木部」に改め、同条第5号を同条第9号とし、同条

第4号の次に次の4号を加える。

- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）の施行に関すること。
- (6) 建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）の施行に関すること。
- (7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく解体工事業者の登録に関すること。
- (8) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）に基づく建設業者に関すること。

第58条の2第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 建設工事紛争審査会に関すること。

第58条の3第6号中「土地収用法」の右に「(昭和26年法律第219号)」を加え、「(収用委員会事務局の所掌に属するものを除く。)」を削り、同条第7号中「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の右に「(平成30年法律第49号)」を、「地域福利増進事業」の右に「及び土地収用法の特例」を加え、「(特定所有者不明土地の使用の裁定を除く。)」を削り、同条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 収用委員会に関すること。

第58条の6第1号中「県土」を「社会基盤」に改め、同条第3号、第5号及び第6号中「県土整備部」を「土木部」に改める。

第58条の7第1項中「、次項に定める事務のほか」を削り、同項に次の2号を加える。

- (6) 高速道路の建設促進及び総合調整に関すること。
- (7) 兵庫県道路公社に関すること。

第58条の7第2項を削る。

第60条第2号中「こと」の右に「(総合治水課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条第6号から第8号までを削る。

第61条第1項中「、次項に定める事務のほか」を削り、同項第1号中「(武庫川水系に属するものを除く。)」を削り、同項第3号を次のように改める。

- (3) ダムに関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。

第61条第1項第4号を削り、同項第5号中「(武庫川水系に属するものを除く。)」を削り、同号を同項第4号とし、同条第2項を削る。

第63条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第63条の2中第9号を削り、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 災害対策基本法に基づく港湾管理者が管理する道路に係る災害時における車両の移動等に関すること。

第63条の3第1項中「、次項及び第3項に定める事務のほか」を削り、第8号を第13号とし、第7号の次に次の5号を加える。

- (8) 景観の形成等に関すること。
- (9) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の施行に関すること。
- (10) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）の施行に関すること。
- (11) 緑豊かな地域環境の形成に関すること。
- (12) 景観審議会に関すること。

第63条の3第2項及び第3項を削り、同条を第63条の5とする。

第63条の2の次に次の節名及び2条を加える。

第12節 まちづくり部

(内部組織)

第63条の3 まちづくり部に、次の表に掲げる課を置き、課に班を置く。

課名	班名
総務課	総務班 企画班 経理契約班
都市政策課	事務班 都市政策班 緑化政策班 景観まちづくり班

都市計画課	都市行政班 施設班 土地利用班 市街地整備班 区画整理班
公園緑地課	企画管理班 整備班 特定プロジェクト班
住宅政策課	住宅行政班 住宅政策班
公営住宅整備課	経営企画班 計画班
公営住宅管理課	管理班 訟務班
建築指導課	管理班 建築指導班 防災耐震班 開発指導班 土地対策班
営繕課	建築技術・企画班 耐震・構造班 営繕班
設備課	設備技術・企画班 電気設備班 機械設備班

(総務課の事務)

第63条の4 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) まちづくり部の行政に係る文書及び部長印の管守に関すること。
- (2) まちづくり部の職員の身分取扱い、研修、福利厚生に関すること。
- (3) まちづくり部の職員の任免に関すること(法令(この規則を除く。)に基づく職に関するものに限る。)
- (4) まちづくり部の職員が故意又は過失によって県に損害を与え、又は与えなかったことの認定に関すること。
- (5) まちづくり部の行政に係る附属機関の委員及び幹事の任免に関すること。
- (6) まちづくり部の予算、決算及び会計に関すること。
- (7) まちづくり部の行政の企画及び総合調整に関すること。
- (8) まちづくり部の行政に係る重要事業の進行管理に関すること。
- (9) まちづくり部の行政に係る事務の能率化に関すること。
- (10) まちづくり部の行政に係る広報及び広聴の推進及び連絡調整に関すること。
- (11) まちづくり部の行政事務及び行政組織の合理化に関すること。
- (12) まちづくり部の行政に係る建設工事及び建設工事に関する委託業務の契約事務に関すること。
- (13) まちづくり部の行政に係る電子計算組織に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、まちづくり部の事務のうち、この節に定めのないものに関すること。

第64条第10号中「まちづくり審議会」の右に「に関すること」を加え、「及び都市計画審議会に関すること」を削り、同号を同条第25号とし、同条第9号の次に次の15号を加える。

- (10) 土地に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (11) 土地基本法(平成元年法律第84号)に基づく施策の総合調整に関すること。
- (12) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)の施行に関すること。
- (13) 地価の調査及び公表に関すること。
- (14) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の施行に関すること。
- (15) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)の施行に関すること。
- (16) 市街地の再開発に関すること。
- (17) 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)の施行に関すること(公営住宅管理課の所掌に属するものを除く。)
- (18) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)の施行に関すること。
- (19) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)の施行に関すること(他課室の所掌に属するものを除く。)
- (20) マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)の施行に関すること(建築指導課の所掌に属するものを除く。)
- (21) 地方拠点都市地域の整備に関すること(拠点整備促進区域内に係るものに限る。)
- (22) 農住組合法の施行に関すること(他課室の所掌に属するものを除く。)
- (23) 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和41年法律第20号)の施行に関すること。
- (24) 住宅改修資金及び住宅建設資金に関すること。

第64条に次の1号を加える。

(26) 都市計画審議会、国土利用計画審議会及び土地利用審査会に関すること。

第64条の2を削る。

第65号中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第65条の2第16号中「こと」の右に「(建築指導課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条第20号中「(住宅管理課の所掌に属するものを除く。)」を削り、「こと」の右に「(住宅管理課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同条第21号とし、同条第19号の次に次の1号を加える。

(20) 空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（令和4年兵庫県条例第22号）の施行に関すること。

第65条の2に次の1号を加える。

(22) 空家等活用特区審議会に関すること。

第65条の3（見出しを含む。）中「公営住宅課」を「公営住宅整備課」に改める。

第65条の4（見出しを含む。）中「住宅管理課」を「公営住宅管理課」に改める。

第65条の5中第21号を第29号とし、第20号を第28号とし、第19号の次に次の8号を加える。

(20) マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく除却の必要性に係る認定及び容積率の特例の許可に関すること。

(21) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく容積率の特例の許可に関すること。

(22) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の施行に関すること。

(23) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の施行に関すること。

(24) 積立式宅地建物販売業法（昭和46年法律第111号）の施行に関すること。

(25) 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）の施行に関すること。

(26) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく宅地建物取引業者に関すること。

(27) 貸家組合に関すること。

第65条の7の次に次の節名を付する。

第13節 出納局

第67条第1項の表管理課の項中「管理課」を「物品管理課」に改める。

第68条中第22号を第23号とし、第4号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 出納局の職員が故意又は過失によって県に損害を与え、又は与えなかったことの認定に関すること。

第69条（見出しを含む。）中「管理課」を「物品管理課」に改める。

第69条の2の次に次の節名を付する。

第14節 雑則

第70条第1項中「新県政推進室、」を削り、「新庁舎整備室」を「元町プロジェクト室、万博推進室」に改め、同条第2項中「企画県民部長」を「総務部長」に改める。

第71条の表名称の項中「部、局、」を削り、同表行財政運営審議会の項を削り、同表中

「

自治紛争処理委員	地方自治法による普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停及び連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示並びに同法第143条第3項(同法第180条の5第8項及び第184条第2項において準用する場合を含む。)の審査請求又は同法の規定による審査の申立て若しくは審決の申請に係る審理に関する事務	企画県民部企画財政局 市町振興課
固定資産評価審議会	地方税法（昭和25年法律第226号）第388条第1項の規定による固定資産評価基準の細目及び同法第419条第1項の規定による固定資産の評価等に関する勧告並びにその他固定資産の評価に関する事務	
本人確認情報保護審議会	住民基本台帳法による本人確認情報の保護に関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	

を
「

自治紛争処理委員	地方自治法による普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停及び連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示並びに同法第143条第3項(同法第180条の5第8項及び第184条第2項において準用する場合を含む。)の審査請求又は同法の規定による審査の申立て若しくは審決の申請に係る審理に関する事務	総務部市町振興課
固定資産評価審議会	地方税法(昭和25年法律第226号)第388条第1項の規定による固定資産評価基準の細目及び同法第419条第1項の規定による固定資産の評価等に関する勧告並びにその他固定資産の評価に関する事務	総務部市町振興課
本人確認情報保護審議会	住民基本台帳法による本人確認情報の保護に関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	総務部市町振興課
私立学校審議会	私立学校法第9条の規定による私立大学以外の私立学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	総務部教育課
公立大学法人評価委員会	地方独立行政法人法の規定による兵庫県公立大学法人の業務の実績に関する評価又は運営に関する重要事項についての答申若しくは勧告に関する事務	総務部教育課
公益認定等委員会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)による知事に対する答申、勧告等に関する事務	総務部法務文書課
行政不服審査会	行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求に係る事項の調査審議に関する事務	総務部法務文書課
情報公開・個人情報保護審議会	情報公開及び個人情報の保護に関する重要事項の調査審議並びに当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	総務部法務文書課
公文書管理委員会	公文書等の管理に関する条例による公文書の適正な管理に関する事項の調査審議及び公文書の適正な管理に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	総務部法務文書課

に改め、同表特別職報酬等審議会の項中「企画県民部管理局人事課」を「総務部職員局人事課」に改め、同表公務災害補償等認定委員会の項及び公務災害補償等審査会の項中「企画県民部管理局職員課」を「総務部職員局職員課」に改め、同表中

「

公益認定等委員会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）による知事に対する答申、勧告等に関する事務	企画県民部管理局文書課
行政不服審査会	行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求に係る事項の調査審議に関する事務	企画県民部管理局文書課
公文書管理委員会	公文書等の管理に関する条例による公文書の適正な管理に関する事項の調査審議及び公文書の適正な管理に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	企画県民部管理局文書課
情報公開・個人情報保護審議会	情報公開及び個人情報の保護に関する重要事項の調査審議並びに当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	企画県民部管理局文書課 県民情報センター
私立学校審議会	私立学校法第9条の規定による私立大学以外の私立学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	企画県民部管理局教育課
公立大学法人評価委員会	地方独立行政法人法の規定による兵庫県公立大学法人の業務の実績に関する評価又は運営に関する重要事項についての答申若しくは勧告に関する事務	企画県民部管理局教育課 大学室
長期ビジョン審議会	県長期ビジョンの策定に関する重要事項の調査審議に関する事務	企画県民部ビジョン局 ビジョン課

を

長期ビジョン審議会	県長期ビジョンの策定に関する重要事項の調査審議に関する事務	企画部総合企画局計画課
-----------	-------------------------------	-------------

に改め、同表統計委員会の項中「企画県民部ビジョン局統計課」を「企画部統計課」に改め、同表科学技術会議の項を次のように改める。

県政改革審議会	県政改革の推進に関する条例（平成30年兵庫県条例第40号）による県政改革の推進に関する事項の調査審議に関する事務	財務部県政改革課
---------	--	----------

第71条の表県民生活審議会の項中「企画県民部県民生活局県民生活課」を「県民生活部県民生活課」に改め、同表地域安全まちづくり審議会の項を削り、同表交通安全対策会議の項中「企画県民部県民生活局地域安全課交通安全室」を「県民生活部生活安全課」に改め、同項の次に次のように加える。

地域安全まちづくり審議会	地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号）による地域安全まちづくりに関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	県民生活部生活安全課
--------------	--	------------

第71条の表男女共同参画審議会の項を削り、同表青少年愛護審議会の項中「企画県民部女性青少年局青少年課」を「県民生活部男女青少年課」に改め、同項の次に次のように加える。

男女共同参画審議会	男女共同参画社会づくり条例(平成14年兵庫県条例第11号)による男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	県民生活部男女青少年課
-----------	--	-------------

第71条の表防災会議の項及び国民保護協議会の項中「企画県民部防災企画局防災企画課」を「危機管理部総務課」に改め、同表石油コンビナート等防災本部の項中「企画県民部災害対策局消防課」を「危機管理部消防保安課」に改め、同表社会福祉審議会の項中「健康福祉部社会福祉局地域福祉課」を「福祉部地域福祉課」に改め、同表国民健康保険審査会の項、国民健康運営協議会の項及び後期高齢者医療審査会の項中「健康福祉部社会福祉局国保医療課」を「福祉部国保医療課」に改め、同表介護保険審査会の項中「健康福祉部少子高齢局高齢政策課」を「福祉部高齢政策課」に改め、同表子ども・子育て会議の項を削り、同表認定こども園審議会の項中「健康福祉部少子高齢局こども政策課」を「福祉部こども政策課」に改め、同項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援事業支援計画並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関する事務	福祉部こども政策課
-----------	--	-----------

第71条の表障害福祉審議会の項中「健康福祉部障害福祉局障害福祉課」を「福祉部障害福祉課」に改め、同表医療審議会の項中「健康福祉部健康局医務課」を「保健医療部医務課」に改め、同表健康づくり審議会の項中「健康福祉部健康局健康増進課」を「保健医療部健康増進課」に改め、同表中

薬事審議会	薬事に関する重要事項の調査審議に関する事務	健康福祉部健康局薬務課
麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第4項(同法第58条の9第2項において準用する場合を含む。)の規定による措置入院者の入院期間の継続及び延長の適否の審査に関する事務	

を
「

麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第4項(同法第58条の9第2項において準用する場合を含む。)の規定による措置入院者の入院期間の継続及び延長の適否の審査に関する事務	保健医療部薬務課
薬事審議会	薬事に関する重要事項の調査審議に関する事務	保健医療部薬務課

に改め、同表生活衛生適正化審議会の項及び食の安全安心と食育審議会の項中「健康福祉部健康局生活衛生課」を「保健医療部生活衛生課」に改め、同表感染症診査協議会の項及び新型インフルエンザ等対策有識者会議の項中「健康福祉部感染症等対策室感染症対策課」を「保健医療部感染症等対策室感染症対策課」に改め、同表小児慢性特定疾病審査会の項及び指定難病審査会の項中「健康福祉部感染症等対策室疾病対策課」を「保健医療部感染症等対策室疾病対策課」に改め、同表職業能力開発審議会の項を削り、同表小売商業紛争調停委員の項中「産業労働部産業振興局経営商業課」を「産業労働部地域経済課」に改め、同表産業立地審議会の項中「産業労働部産業振興局新産業課産業立地室」を「産業労働部地域産業立地課」に改め、同項の次に次のように加える。

科学技術会議	科学技術の振興に関する重要事項の調査審議に関する事務	産業労働部新産業課
職業能力開発審議会	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項の調査審議に関する事務	産業労働部能力開発課

第71条の表農林水産政策審議会の項中「農政環境部農政企画局総合農政課」を「農林水産部総合農政課」に改め、同表農業共済保険審査会の項中「農政環境部農政企画局農林経済課」を「農林水産部農林経済課」に改め、同表森林審議会の項中「農政環境部農林水産局林務課」を「農林水産部林務課」に改め、同表中「

環境審議会	環境基本法による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び温泉法による自然環境の保全に関する重要事項の調査審議に関する事務並びに環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)による環境の保全と創造に関する重要事項の調査審議に関する事務	農政環境部環境創造局環境政策課
公害審査会	公害紛争処理法による公害に係る紛争のあっせん、調停、仲裁等に関する事務	

を
「

公害審査会	公害紛争処理法による公害に係る紛争のあっせん、調停、仲裁等に関する事務	環境部環境政策課
環境審議会	環境基本法による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び温泉法による自然環境の保全に関する重要事項の調査審議に関する事務並びに環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)による環境の保全と創造に関する重要事項の調査審議に関する事務	環境部環境政策課

に改め、同表自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会の項中「農政環境部環境管理局水大気課」を「環境部水大気課」に改め、同表環境影響評価審査会の項中「農政環境部環境管理局水大気課環境影響評価室」を「環境部水大気課」に改め、同表建設工事紛争審査会の項中「県土整備部県土企画局総務課建設業室」を「土木部契約管理課」に改め、同表あっせん委員の項、仲裁委員の項及び土地収用事業認定審議会の項中「県土整備部県土企画局用地課」を「土木部用地課」に改め、同表河川審議会の項中「県土整備部土木局総合治水課」を「土木部総合治水課」に改め、同表港湾審議会の項中「県土整備部土木局港湾課」を「土木部港湾課」に改め、同項の次に次のように加える。

景観審議会	風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年兵庫県条例第30号)による風致地区内の建築等に関する重要事項、景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号)による景観の形成等に関する重要事項、屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)による広告物等の規制、広告景観モデル地区の指定その他屋外広告物に関する重要事項及び緑豊かな地域環境の形成に関する条例(平成6年兵庫県条例第16号)による緑豊かな地域環境の形成に関する重要事項の調査審議に関する事務	まちづくり部都市政策課
-------	--	-------------

第71条の表まちづくり審議会の項中「県土整備部まちづくり局都市政策課」を「まちづくり部都市政策課」に改め、同表国土利用計画審議会の項及び土地利用審査会の項を削り、同表中「

景観審議会	風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年兵庫県条例第30号)による風致地区内の建築等に関する重要事項、景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号)による景観の形成等に関する重要事項、屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)による広告物等の規制、広告景観モデル地区の指定その他屋外広告物に関する重要事項及び緑豊かな地域環境の形成に関する条例(平成6年兵庫県条例第16号)による緑豊かな地域環境の形成に関する重要事項の調査審議に関する事務	県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室
都市計画審議会	都市計画法による都市計画に関する事項の調査審議に関する事務	県土整備部まちづくり局都市計画課

を
「

都市計画審議会	都市計画法による都市計画に関する事項の調査審議に関する事務	まちづくり部都市計画課
国土利用計画審議会	国土利用計画法による県計画、市町計画及び土地利用基本計画についての意見並びに県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議に関する事務	まちづくり部都市計画課
土地利用審査会	国土利用計画法による規制区域の指定についての確認、監視区域及び注視区域の指定についての意見、土地に関する権利の移転等の許可についての意見、審査請求に対する裁決、土地に関する権利の移転等の届出に係る規制の制定についての意見並びに土地に関する権利の移転等の届出及び遊休土地に係る計画の届出に対する措置の勧告についての意見に関する事務	まちづくり部都市計画課

に改め、同表住宅審議会の項中「県土整備部住宅建築局住宅政策課」を「まちづくり部住宅政策課」に改め、同項の次に次のように加える。

「

空家等活用特区審議会	空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（令和4年兵庫県条例第22号）による空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する重要事項の調査審議に関する事務	まちづくり部住宅政策課
------------	---	-------------

」

第71条の表中

「

建築審査会	建築基準法第78条の規定による同法に規定する同意及び同法第94条第1項の審査請求に対する裁決についての議決並びに同法の施行に関する重要事項の調査審議及び関係行政機関に対する建議に関する事務	県土整備部住宅建築局 建築指導課
建築士審査会	建築士法第28条の規定による2級建築士試験及び木造建築士試験に関する事務並びに同法に規定する処分に対する同意に関する事務	
開発審査会	都市計画法第78条の規定による同法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他開発行為の審査並びに宅地造成等規制法及び災害危険区域に関する条例（昭和46年兵庫県条例第62号）の運用並びに宅地に関する災害の防止に関する重要事項の調査審議に関する事務	

」

を

「

建築審査会	建築基準法第78条の規定による同法に規定する同意及び同法第94条第1項の審査請求に対する裁決についての議決並びに同法の施行に関する重要事項の調査審議及び関係行政機関に対する建議に関する事務	まちづくり部建築指導課
建築士審査会	建築士法第28条の規定による2級建築士試験及び木造建築士試験に関する事務並びに同法に規定する処分に対する同意に関する事務	まちづくり部建築指導課
開発審査会	都市計画法第78条の規定による同法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他開発行為の審査並びに宅地造成等規制法及び災害危険区域に関する条例（昭和46年兵庫県条例第62号）の運用並びに宅地に関する災害の防止に関する重要事項の調査審議に関する事務	まちづくり部建築指導課

」

に改める。

第75条第1項の表丹波県民局の款中「県民課」を「たんば共創課」に改める。

第76条第1項中第14号を第15号とし、第3号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員が故意又は過失によって県に損害を与え、又は与えなかったことの認定に関すること。

第78条第1項中第25号を第26号とし、第13号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(3) 人権啓発事業に関すること。

第78条第2項中「第6号」を「第7号」に、「第8号から第14号まで」を「第9号から第15号まで」に、「第12号」を「第13号」に、「第16号から第25号まで」を「第17号から第26号まで」に改め、同条第3項第1号ア中「第13号」を「第14号」に改め、同項第2号ア、第6号ア及び第9号ア中「第76条第1項第7号」を「第76条第1項第8号」に改め、同号イ中「第13号から第15号まで」を「第14号から第16号まで」に改める。

第79条の表阪神北県民局県民交流室の項中「第13号から第15号まで」を「第14号から第16号まで」に改め、同表西播磨県民局県民交流室の項中「同項第13号から第15号まで」を「同項第14号から第16号まで」に改める。

第85条中第22号を削り、第23号を第22号とし、第24号から第37号までを1号ずつ繰り上げる。

第85条の2第2項中「第35号」を「第34号」に、「第37号」を「第36号」に改める。

第87条の16第1項の表豊岡土木事務所の項中「用地課」を「用地課 山陰近畿道用地推進課」に改め、同表洲本土木事務所の項中「港湾第2課」を「港湾第2課 ダム管理課」に改める。

第93条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第209条第5項中「企画部及び」を削る。

第231条の4第2項第13号及び第14号中「及び果樹」を「、果樹及び菓草」に改め、同項第15号を削る。

第377条の表新県政推進室長の項を削り、同表中

「

新庁舎整備室長	新庁舎整備室	新庁舎整備室の事務を管理し、所属の職員を指揮監督する。
---------	--------	-----------------------------

」

を

「

元町プロジェクト室長	元町プロジェクト室	元町プロジェクト室の事務を管理し、所属の職員を指揮監督する。
万博推進室長	万博推進室	万博推進室の事務を管理し、所属の職員を指揮監督する。

」

に改める。

第378条の表防災監の項中「企画県民部防災企画局及び災害対策局」を「危機管理部」に改め、同表技監の項中「管理し、当該事務を処理する職員を指揮監督する」を「担任する」に改め、同表広報アドバイザーの項の次に次のように加える。

新県政推進室長		特に重要かつ早急に実施すべき事項に関する方針の決定及びプロジェクト等の推進に関する事務を担当する。
---------	--	---

第378条の表政策創生部長の項からまちづくり部長の項までを削り、同表情報戦略監の項中「企画県民部」を「企画部」に改め、同表防災計画監の項を削り、同表中

「

次長	新県政推進室	新県政推進室長の職務を補佐し、新県政推進室の事務のうち、担任する事務を管理し、当該事務を処理する職員を指揮監督する。
----	--------	--

」

を

「

新県政推進次長		新県政推進室長の職務を補佐し、新県政推進室長の担任する事務のうち、特殊の事務を担当する。
次長	部	部長の職務を補佐し、特殊の事務を担当する。

に改め、同表公館長の項中「企画県民部」を「総務部」に、「管理する」を「担任する」に改め、同表建設参事の項から広域防災参事の項までを削り、同表人権参事の項中「健康福祉部」を「県民生活部」に改め、同表部参事（感染者対応・保健師確保調整担当）の項中「健康福祉部」を「保健医療部」に改め、同表室参事（感染症対策支援担当）の項から県土安全参事の項までを削り、同表部参事（園芸・公園担当）の項中「県土整備部」を「まちづくり部」に改め、同表住宅参事の項及び部参事（建築調整担当）の項を削り、同表新県政推進参事の項を次のように改める。

新県政推進参事		新県政推進室長の担任する事務のうち、特殊の事務を処理する。
---------	--	-------------------------------

第378条の表企画参事の項を削り、同表課長又は室長の項中「局」を「部又は局」に改め、同表人事管理員の項中「担任する」を「処理する」に改め、同表個人住民税特別対策官の項を次のように改める。

官	課又は室	課又は室の事務のうち、特殊の事務を処理する。
---	------	------------------------

第378条の表不正軽油特別対策官の項から環境学習参事の項までを削り、同表研究参事の項中「環境政策課」を「環境部総務課」に改め、同表収用委員会担当参事の項から団地再生参事の項までを削り、同表工事検査室参事の項中「工事検査室参事」を「工事検査官」に改め、同表企画官の項を削り、同表船長の項中「水産課」を「水産漁港課」に改め、同表研究主幹の項中「環境政策課」を「環境部総務課」に改め、同表主任生活創造活動専門員又は生活創造活動専門員の項から主任児童指導専門員又は児童指導専門員の項までを削り、同表主任広報専門員又は広報専門員の項中「広報戦略課」を「広報広聴課」に改め、同項の次に次のように加える。

企画専門員	教育課	歴史的社会的理由により基本的人権が阻害されている問題を解決するための啓もう啓発の企画調整に関する事務を処理する。
職員相談員	職員課	職員及び退職者の身上相談等に応じ、これに関連した事務を処理する。
職員健康相談員	職員課	職員の精神的健康に係る相談に応じ、これに関連した事務を処理する。
主任健康管理専門員又は健康管理専門員	職員課	職員の健康管理に関する事務を処理する。
主任統計専門員又は統計専門員	統計課	統計調査の実施及び分析に係る指導に関する事務を処理する。

第378条の表中

職員相談員	職員課	職員及び退職者の身上相談等に応じ、これに関連した事務を処理する。
-------	-----	----------------------------------

職員健康相談員	職員課	職員の精神的健康に係る相談に応じ、これに関連した事務を処理する。
主任健康管理専門員又は健康管理専門員	職員課	職員の健康管理に関する事務を処理する。
主任統計専門員又は統計専門員	統計課	統計調査の実施及び分析に係る指導に関する事務を処理する。
企画専門員	教育課	歴史的社会的理由により基本的人権が阻害されている問題を解決するための啓もう啓発の企画調整に関する事務を処理する。
情報専門官	情報政策課	デジタル社会の形成及び情報通信技術の活用に関する特定課題に関する事務を処理する。
デジタル業務専門官	デジタル改革課	行政手続及び行政事務における情報通信技術の活用に関する特定課題に関する事務を処理する。

を
「

主任生活創造活動専門員又は生活創造活動専門員	県民生活部総務課	生活創造に係る情報の収集及び提供並びに活動交流に関する技術指導その他の担当事務を処理する。
主任生涯学習専門員又は生涯学習専門員	県民生活部総務課	生涯学習の支援に関する事務を処理する。
主任文化専門員又は文化専門員	県民生活部総務課	文化、スポーツ及び学習活動に関する事務その他の担当事務を処理する。
主任青少年指導専門員又は青少年指導専門員	県民生活部総務課	青少年の指導、保護及び育成に関する事務その他の担当事務を処理する。
主任児童指導専門員又は児童指導専門員	県民生活部総務課	児童の指導に関する事務を処理する。

に改め、同表主任計量専門員又は計量専門員の項中「工業振興課」を「地域産業立地課」に改め、同表主任農政専門員又は農政専門員の項の次に次のように加える。

林業専門技術員	農林水産部の課	林業に関する普及指導を行う職員の資質の向上及び林業に関する専門的事項についての調査研究に関する事務を処理するとともに、林業に関する普及指導の事務を処理する。
---------	---------	--

水産業専門技術員	農林水産部の課	水産業に関する普及指導を行う職員の資質の向上及び水産業に関する専門的事項についての調査研究に関する事務を処理するとともに、水産業に関する普及指導の事務を処理する。
主任技術専門員又は技術専門員	農林水産部、環境部、土木部又はまちづくり部の課	工事の中間検査、完成検査及び技術指導並びに事業の技術的総合企画に関する事務を処理する。

第378条の表検査専門員の項の次に次のように加える。

主任環境創造型農業専門員又は環境創造型農業専門員	農業改良課	環境創造型農業の推進に関する事務を処理する。
--------------------------	-------	------------------------

第378条の表主任農地管理専門員又は農地管理専門員の項中「農地整備課」を「総合農政課」に改め、同表中「

主任環境創造型農業専門員又は環境創造型農業専門員	農業改良課	環境創造型農業の推進に関する事務を処理する。
主席研究員、上席研究員、主任研究員又は研究員	環境政策課	環境の試験研究を行う。
森づくり専門員	豊かな森づくり課	森づくりの普及啓発及び県立ふるさとの森公園等の管理に関する技術指導の事務を処理する。
林業専門技術員	農政環境部	林業に関する普及指導を行う職員の資質の向上及び林業に関する専門的事項についての調査研究に関する事務を処理するとともに、林業に関する普及指導の事務を処理する。
水産業専門技術員	農政環境部	水産業に関する普及指導を行う職員の資質の向上及び水産業に関する専門的事項についての調査研究に関する事務を処理するとともに、水産業に関する普及指導の事務を処理する。
主任技術専門員又は技術専門員	農政環境部又は県土整備部の課	工事の中間検査、完成検査及び技術指導並びに事業の技術的総合企画に関する事務を処理する。

を「

森づくり専門員	治山課	森づくりの普及啓発及び県立ふるさとの森公園等の管理に関する技術指導の事務を処理する。
主席研究員、上席研究員、主任研究員又は研究員	環境部総務課	環境の試験研究を行う。
機関長	水産漁港課	船舶の機関に関する業務その他担当業務を処理する。

に改め、同表中

「

付	局又は課、室若しくは工事検査室	担当事務を処理する。
機関長	水産課	船舶の機関に関する業務その他担当業務を処理する。

」

を

「

付	部、局又は課、室若しくは工事検査室	担当事務を処理する。
---	-------------------	------------

」

に改める。

附則第2条第1項の表新県政推進室の項を削り、同表新庁舎整備室の項中「新庁舎整備室」を「元町プロジェクト室」に改め、同表新庁舎企画課の項中「新庁舎企画課」を「元町再開発課」に改め、同表新庁舎整備課の項を削り、同表ワクチン対策課の項の次に次のように加える。

万博推進室	令和8年3月31日
万博推進課	令和8年3月31日

附則第2条第1項の表システム企画課の項から兵庫県津ミュージアム整備室の項までを削り、同表全国豊かな海づくり大会推進室の項及び全国豊かな海づくり大会企画課の項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同条第2項の表新県政推進室長の項及び次長の項を次のように改める。

新県政推進室長		当分の間
新県政推進次長		当分の間

附則第2条第2項の表建設参事の項を削り、同表部参事（感染者対応・保健師確保調整担当）の項中「健康福祉部」を「保健医療部」に改め、同表室参事（感染症対策支援担当）の項を削り、同表新県政推進参事の項中「新県政推進室」を削り、同表県土安全参事の項、参事（特定プロジェクト担当）の項及び参事（花みどりフェア担当）の項を削る。

附則第3条を削る。

（地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則の一部改正）

第2条 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則（昭和43年兵庫県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「参事」の右に「、官」を加える。

第2条第2号中「参事」の右に「、官」を加え、同条第3号中「糖尿病センター長」を「糖尿病・内分泌センター長」に改め、「集中治療センター長」の右に「、ゲノム医療センター長」を、「総合診療センター長」の右に「、心臓血管センター長、臨床研修センター長、認知症疾患医療センター長」を加え、「、高齢者脳機能治療室長」を削る。

（地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則の一部改正）

第3条 地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則（昭和44年兵庫県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「参事」の右に「、官」を加える。

第2条第2号中「参事」の右に「、官」を加え、同条第3号中「糖尿病センター長」を「糖尿病・内分泌センター長」に改め、「集中治療センター長」の右に「、ゲノム医療センター長」を、「総合診療センター長」の右に「、心臓血管センター長、臨床研修センター長、認知症疾患医療センター長」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する
 - (1) 第1条中行政組織規則第56条第1項第13号の次に1号を加える改正規定 令和4年6月1日
 - (2) 第1条中行政組織規則第48条の4に6号を加える改正規定（第14号に係る部分に限る。） 令和4年12月1日
（兵庫県税条例施行規則の一部改正）
- 2 兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項及び第3項中「企画県民部企画財政局税務課」を「財務部税務課」に改める。
（庁舎管理規則の一部改正）
- 3 庁舎管理規則（昭和37年兵庫県規則第26号）の一部を次のように改正する。
第3条第4号中「企画県民部管理局管財課長」を「総務部職員局管財課長」に改める。
第3条の3第1項第2号中「（企画参事を含む。以下この号において同じ。）」を削る。
（建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部改正）
- 4 建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）の一部を次のように改正する。
第22条第2号中「県土整備部住宅建築局建築指導課」を「まちづくり部建築指導課」に改める。
（兵庫県職員委員会規則の一部改正）
- 5 兵庫県職員委員会規則（昭和38年兵庫県規則第41号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項及び第2項中「もつて」を「もって」に改め、同条第3項中「企画県民部長をもつて」を「総務部長をもつて」に改める。
（漁船の建造等の許可及び漁船の登録の手續を定める規則の一部改正）
- 6 漁船の建造等の許可及び漁船の登録の手續を定める規則（昭和38年兵庫県規則第128号）の一部を次のように改正する。
様式第8号中「兵庫県農政環境部農林水産局水産課長」を「兵庫県農林水産部水産漁港課長」に改める。
（財務規則の一部改正）
- 7 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。
第7条第1項、第8条、第9条、第10条第1項、第13条、第14条、第15条第1項並びに第19条中「企画県民部長」を「財務部長」に改める。
第21条第2項中「出納局管理課に」を「出納局物品管理課に」に、「出納局管理課長」を「出納局物品管理課長」に改め、同条第3項及び第4項中「出納局管理課長」を「出納局物品管理課長」に改める。
第22条、第23条第1項及び第2項、第25条、第26条第1項、第27条、第28条第1項及び第2項、第29条、第30条第1項並びに第80条第2項中「企画県民部長」を「財務部長」に改める。
第138条第1項中「出納局管理課」を「出納局物品管理課」に改め、同条第2項中「出納局管理課に」を「出納局物品管理課に」に、「出納局管理課長」を「出納局物品管理課長」に改め、同条第3項中「出納局管理課長」を「出納局物品管理課長」に改める。
第153条中「出納局管理課」を「出納局物品管理課」に改める。
第154条中「出納局管理課長」を「出納局物品管理課長」に改める。
第173条第3項中「企画県民部長」を「総務部長」に改める。
第192条第1項第3号中「企画県民部長」を「財務部長」に改める。
別表第1の1の部を次のように改める。
 - 1 部局の出納員に充てられる職

部局名	職名
出納局	出納局長
出納局会計課	課長
出納局会計課	決算・国費班長
出納局審査・指導課	課長
出納局審査・指導課	審査・指導班長
出納局審査・指導課	会計審査・指導専門員
出納局物品管理課	課長

出納局物品管理課	物品班長
出納局物品管理課	給与管理班長
総務部総務課	経理班長
企画部総務課	経理班長
財務部総務課	経理班長
県民生活部総務課	経理班長
危機管理部総務課	経理班長
福祉部総務課	経理班長
保健医療部総務課	経理班長
産業労働部総務課	経理班長
農林水産部総務課	経理契約班長
環境部総務課	経理班長
土木部総務課	経理班長
まちづくり部総務課	経理契約班長
出納局会計課	総務・システム班長
教育委員会事務局財務課	財務班長
警察本部会計課	課長
監査委員事務局監査第1課	総務・特別監査班長
人事委員会事務局任用課	総務審査班長
労働委員会事務局総務調整課	総務調整班長
議会事務局総務課	経理班長

様式第4号、様式第5号及び様式第26号中「企画県民部長」を「財務部長」に改める。

様式第56号及び第63号中「出納局管理課長」を「出納局物品管理課長」に改める。

様式第68号、様式第69号及び様式第70号中「企画県民部長」を「総務部長」に改める。

(公舎管理規則の一部改正)

- 8 公舎管理規則（昭和42年兵庫県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第7条中「企画県民部管理局管財課長」を「総務部職員局管財課長」に改める。

(兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部改正)

- 9 兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則（昭和49年兵庫県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第3条中「兵庫県農政環境部長」を「兵庫県農林水産部長」に改める。

(公有財産規則の一部改正)

- 10 公有財産規則（昭和58年兵庫県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「新県政推進室、地域創生局、」を削る。

第5条第2項第1号中「企画県民部管理局管財課」を「総務部職員局管財課」に改める。

第7条第1項及び第2項中「企画県民部長」を「総務部長」に改め、同条第3項中「企画県民部長」を「総務部長」に、「企画県民部管理局長」を「総務部職員局長」に、「企画県民部管理局管財課長」を「総務部職員局管財課長」に改める。

第8条第2項中「新庁舎整備室長」を「元町プロジェクト室長、万博推進室長」に改める。

第10条第2項第2号中「農政環境部及び県土整備部」を「農林水産部、土木部及びまちづくり部」に改める。

第11条（見出しを含む。）及び第12条第4項中「企画県民部長」を「総務部長」に改める。

第19条第1項中「県土整備部で」を「まちづくり部で」に、「県土整備部長」を「まちづくり部長」に改め、同条第2項中「県土整備部長」を「まちづくり部長」に改める。

第24条第1項、第46条、第47条、第74条、第75条第3項、第77条、第82条、第83条第1項、第84条第1項及び第85条第1項中「企画県民部長」を「総務部長」に改める。

第86条第1項第2号中「農政環境部及び県土整備部」を「農林水産部、土木部及びまちづくり部」に改める。

様式第2号中「県土整備部長」を「まちづくり部長」に改める。

(外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則の一部改正)

- 11 外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則（平成11年兵庫県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第3条中「兵庫県企画県民部企画財政局財政課」を「兵庫県財務部財政課」に改める。

(兵庫県流域下水道事業財務規則の一部改正)

- 12 兵庫県流域下水道事業財務規則（平成30年兵庫県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「県土整備部」を「土木部」に改め、同条第2項の表県土整備部の企業出納員に充てられる職の款中「県土整備部の」を「土木部の」に改め、同款県土整備部県土企画局総務課経理班長の項及び県土整備部土木局下水道課経営管理班長の項を次のように改める。

土木部総務課経理班長
土木部下水道課経営管理班長

第5条第1項中「県土整備部」を「土木部」に改める。

第7条第1項中「県土整備部長」を「土木部長」に、「企画県民部長」を「財務部長」に改め、同条第2項中「県土整備部長」を「土木部長」に改める。

第10条第1項及び第2項中「県土整備部長」を「土木部長」に、「企画県民部長」を「財務部長」に改め、同条第3項中「県土整備部長」を「土木部長」に改める。

第11条及び第12条中「県土整備部長」を「土木部長」に、「企画県民部長」を「財務部長」に改める。

第17条中「県土整備部の」を「土木部の」に、「県土整備部長」を「土木部長」に改める。

第18条、第19条及び第21条中「県土整備部長」を「土木部長」に改める。

第22条中「県土整備部長」を「土木部長」に、「企画県民部長」を「財務部長」に改める。

第44条の表第180条第1項第1号の項、第180条第2項の項及び第182条第1項、第183条から第185条まで、第187条第1項、第188条及び第189条（第191条においてこれらの規定を準用する場合を除く。）の項中「県土整備部長」を「土木部長」に改める。

(公文書管理規則の一部改正)

- 13 公文書管理規則（令和2年兵庫県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「企画県民部管理局文書課長」を「総務部法務文書課長」に、「文書課長」を「法務文書課長」に改める。

第3条第2項中「企画県民部管理局長」を「総務部長」に改める。

第4条第2項中「文書課長」を「法務文書課長」に改める。

第5条第1項第1号中「新県政推進室、」を削り、「新庁舎整備室」を「元町プロジェクト室、万博推進室」に改める。

第6条第2項中「、企画官」を削る。

告 示

兵庫県告示第430号の4

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程

第1条 昭和38年兵庫県告示第1046号の2（地方機関の内部組織の位置等）の一部を次のように改正する。

別表第3試験地の款県立農林水産技術総合センターの項中

「

県立農林水産技術総合センター農業技術センター農産園芸部酒米試験地	加東市	
県立農林水産技術総合センター農業技術センター農産園芸部薬草試験地	丹波市	

」

を

「

県立農林水産技術総合センター農業技術センター農産園芸部酒米試験地	加東市	
----------------------------------	-----	--

」

に改める。

第2条 昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。

第9中「県土整備部県土企画局契約管理課」を「土木部契約管理課」に、「出納局管理課」を「出納局物品管理課」に改める。

第3条 平成9年兵庫県告示第443号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部を次のように改正する。

本則の表砂利採取業務主任者試験の項中「工業振興課」を「地域産業立地課」に改め、同表狩猟免許試験の項中「鳥獣対策課」を「自然・鳥獣共生課」に改める。

第4条 平成13年兵庫県告示第548号の3（県民局及び県民センターに置く参事等の職の指定に関する規程）は、廃止する。

第5条 平成16年兵庫県告示第476号の5（本庁の課、県民局及び県民センターの室及び事務所並びに県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の名称を定める規程）の一部を次のように改正する。

題名中「課、」を「課に置く官並びに」に改める。

本則中「課、」を「課に置く官並びに」に改める。

別表本庁の課に置く参事の部を次のように改める。

本庁の課に置く官

部名	課名等		名称
総務部	秘書広報室	広報広聴課	広聴官
	市町振興課		市町連携推進官
	教育課		大学振興官
	法務文書課		県民情報官
企画部	総合企画局	総合政策課	SDG s 推進官
		計画課	水素・エネルギー専門官
	地域振興課		歴史資源活用専門官
	情報政策課		情報専門官
	デジタル改革課		システム企画官
			デジタル業務専門官
統計課		統計分析官	
財務部	財政課		資金管理官
	税務課		個人住民税特別対策官
			県税電子化特別対策官
			不正軽油特別対策官
県民生活部	総務課		人権推進官
	生活安全課		交通安全官
危機管理部	防災支援課		広域防災官
	災害対策課		訓練・調整官
福祉部	総務課		法人指導官
	児童課		こども安全官
保健医療部	医務課		監察医務官
	健康増進課		歯科 ^く 口腔 ^く 医務官
	生活衛生課		食品安全官
産業労働部	地域経済課		経済企画官
			金融官
	新産業課		科学振興官
	労政福祉課		就労対策官
農林水産部	総合農政課		農地調整官
	流通戦略課		地産地消推進官
	畜産課		家畜安全官

	林務課	林政企画官
	水産漁港課	漁港整備官
環境部	環境政策課	温暖化対策官
	自然・鳥獣共生課	鳥獣対策官
	水大気課	環境影響評価官
土木部	用地課	収用委員会調整官
	港湾課	港湾企画官
まちづくり部	建築指導課	土地調整官

別表県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の表職員健康管理センターの項を削る。
 第6条 平成20年兵庫県告示第109号の2（兵庫県公報の閲覧所の場所）の一部を次のように改正する。
 本則中「企画県民部管理局文書課」を削る。
 附 則
 この告示は、令和4年4月1日から施行する。



兵庫県告示第430号の5

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程を次のように定める。
 令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程

- 第1条 昭和48年兵庫県告示第1813号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。
 本則中「農政企画室」を「総合農政課」に、「関係市町」を「関係町」に、「農林事務所及び農林水産事務所」を「農林振興事務所」に改める。
- 第2条 昭和49年兵庫県告示第1026号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。
 本則中「農政企画室」を「総合農政課」に、「神戸農林事務所」を「阪神北県民局阪神農林振興事務所」に改める。
- 第3条 昭和55年兵庫県告示第2541号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。
 本則中「農政企画室」を「総合農政課」に、「農林事務所」を「農林振興事務所」に改める。
- 第4条 平成16年兵庫県告示第1061号（農業振興地域の変更）の一部を次のように改正する。
 本則中「農政企画局総合農政担当課長」を「総合農政課」に、「地域振興部和田山農林振興事務所」を「朝来農林振興事務所」に改める。
- 第5条 平成17年兵庫県告示第118号（農業振興地域の変更）の一部を次のように改正する。
 本則中「農政企画局総合農政担当課長」を「総合農政課」に、「地域振興部柏原農林振興事務所」を「丹波農林振興事務所」に改める。
- 第6条 平成17年兵庫県告示第499号（農業振興地域の変更）の一部を次のように改正する。
 本則中「農政企画局総合農政担当課長」を「総合農政課」に、「地域振興部洲本農林水産振興事務所」を「洲本農林水産振興事務所」に改める。
- 第7条 平成17年兵庫県告示第785号（農業振興地域の変更）の一部を次のように改正する。
 本則中「農政企画局総合農政担当課長」を「総合農政課」に、「地域振興部龍野農林振興事務所」を「光都農林振興事務所」に改める。
- 第8条 平成17年兵庫県告示第786号（農業振興地域の変更）の一部を次のように改正する。
 本則中「農政企画局総合農政担当課長」を「総合農政課」に、「地域振興部和田山農林振興事務所」を「朝来農林振興事務所」に改める。
- 第9条 平成17年兵庫県告示第787号（農業振興地域の変更）の一部を次のように改正する。
 本則中「農政企画局総合農政担当課長」を「総合農政課」に、「地域振興部洲本農林水産振興事務所」を「洲

本農林水産振興事務所」に改める。

第10条 平成17年兵庫県告示第918号（農業振興地域の変更）の一部を次のように改正する。

本則中「農政企画局総合農政担当課長」を「総合農政課」に、「地域振興部豊岡農林振興事務所」を「豊岡農林水産振興事務所」に改める。

第11条 平成17年兵庫県告示第919号（農業振興地域の変更）の一部を次のように改正する。

本則中「農政企画局総合農政担当課長」を「総合農政課」に、「地域振興部豊岡農林振興事務所」を「豊岡農林水産振興事務所」に改める。

第12条 平成17年兵庫県告示第1291号（農業振興地域の変更）の一部を次のように改正する。

本則中「農政企画局総合農政担当課長」を「総合農政課」に、「地域振興部龍野農林振興事務所」を「光都農林振興事務所」に改める。

第13条 平成17年兵庫県告示第1292号（農業振興地域の変更）の一部を次のように改正する。

本則中「農政企画局総合農政担当課長」を「総合農政課」に、「地域振興部上郡農林水産振興事務所」を「光都農林振興事務所」に改める。

第14条 平成18年兵庫県告示第205号（農業振興地域の変更）の一部を次のように改正する。

本則中「農政企画局総合農政担当課長」を「総合農政課」に、「地域振興部社農林振興事務所」を「加東農林振興事務所」に改める。

第15条 平成18年兵庫県告示第206号（農業振興地域の変更）の一部を次のように改正する。

本則中「農政企画局総合農政担当課長」を「総合農政課」に、「中播磨県民局地域振興部」を「中播磨県民センター」に改める。

第16条 平成18年兵庫県告示第207号（農業振興地域の変更）の一部を次のように改正する。

本則中「農政企画局総合農政担当課長」を「総合農政課」に、「地域振興部豊岡農林振興事務所」を「豊岡農林水産振興事務所」に改める。

第17条 平成18年兵庫県告示第424号（農業振興地域の変更）の一部を次のように改正する。

本則中「農政企画局」を削り、「地域振興部社農林振興事務所」を「加東農林振興事務所」に改める。

第18条 平成18年兵庫県告示第530号（農業振興地域の変更）の一部を次のように改正する。

本則中「農政企画局」及び「地域振興部」を削る。

第19条 平成18年兵庫県告示第923号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

本則中「農政企画局」を削り、「中播磨県民局地域振興部」を「中播磨県民センター」に改める。

第20条 平成18年兵庫県告示第924号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

本則中「農政企画局」を削り、「地域振興部社農林振興事務所」を「加東農林振興事務所」に改める。

第21条 平成18年兵庫県告示第925号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

本則中「農政企画局」を削り、「地域振興部社農林振興事務所」を「加東農林振興事務所」に改める。

第22条 昭和38年兵庫県告示第954号（漁業調整委員会事務所の所在地）の一部を次のように改正する。

本則中「農政環境部農林水産局水産課」を「農林水産部水産漁港課」に改める。

第23条 平成30年兵庫県告示第1054号（漁港漁場整備法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定）の一部を次のように改正する。

本則中「農政環境部農林水産局漁港課」を「農林水産部水産漁港課」に改める。

第24条 昭和60年兵庫県告示第516号（自然環境保全地域等の指定）の一部を次のように改正する。

本則中「保健環境部環境局環境管理課」を「環境部自然・鳥獣共生課」に、「神戸農林事務所」を「神戸農林振興事務所」に改める。

第25条 平成3年兵庫県告示第198号（自然環境保全地域等の指定）の一部を次のように改正する。

本則中「保健環境部環境局環境管理課」を「環境部自然・鳥獣共生課」に、「上郡農林事務所」を「光都農林振興事務所」に改める。

第26条 平成5年兵庫県告示第231号（自然環境保全地域等の指定）の一部を次のように改正する。

本則中「保健環境部環境局環境管理課」を「環境部自然・鳥獣共生課」に、「神戸農林事務所」を「神戸農林振興事務所」に改める。

第27条 昭和60年兵庫県告示第1536号の4（浄化槽工事業者登録簿及び浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧に関する規程）の一部を次のように改正する。

第2条中「農政環境部環境管理局」を「環境部」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。



兵庫県告示第430号の6

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程

第1条 次に掲げる告示の規定中「県土整備部県土企画局」を「土木部」に改める。

- (1) 昭和43年兵庫県告示第307号（測量業者登録簿兵庫県閲覧所の設置）本文
- (2) 平成8年兵庫県告示第225号の4（兵庫県政府調達に関する苦情の処理手続）11 政府調達苦情処理についての問合せ先及び苦情の受付先 中
- (3) 平成8年兵庫県告示第225号の5（兵庫県入札監視委員会設置要綱）第9条 中

第2条 次に掲げる告示の規定中「県土整備部土木局」を「土木部」に改める。

- (1) 平成12年兵庫県告示第1128号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）本文
- (2) 平成12年兵庫県告示第1541号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）本文
- (3) 平成19年兵庫県告示第259号（兵庫県大深度地下の使用の認可に関する登録簿の閲覧及び閲覧に関する規程）第2条 中
- (4) 平成30年兵庫県告示第560号（水防法の規定に基づく洪水浸水想定区域の指定）2 縦覧場所の表中
- (5) 令和元年兵庫県告示第100号（水防法の規定に基づく洪水浸水想定区域の指定）2 縦覧場所の表中
- (6) 令和元年兵庫県告示第353号の2（水防法の規定に基づく洪水浸水想定区域の指定）2 縦覧場所の表中
- (7) 令和元年兵庫県告示第353号の3（水防法の規定に基づく洪水浸水想定区域の指定の変更）本文
- (8) 令和元年兵庫県告示第353号の4（水防法の規定に基づく洪水浸水想定区域の指定の変更）本文
- (9) 令和元年兵庫県告示第488号（水防法の規定に基づく洪水浸水想定区域の指定の変更）本文
- (10) 令和元年兵庫県告示第489号（水防法の規定に基づく洪水浸水想定区域の指定の変更）本文
- (11) 令和2年兵庫県告示第606号（水防法の規定に基づく洪水浸水想定区域の指定）2 縦覧場所の表中
- (12) 令和2年兵庫県告示第1221号（水防法の規定に基づく洪水浸水想定区域の指定の変更）本文
- (13) 令和3年兵庫県告示第1278号（水防法の規定に基づく洪水浸水想定区域の指定の変更）本文

第3条 次に掲げる告示の規定中「県土整備部まちづくり局」を「まちづくり部」に改める。

- (1) 平成12年兵庫県告示第659号の2（兵庫県立都市公園の区域変更）3 区域中
- (2) 平成15年兵庫県告示第607号（兵庫県立都市公園の設置）3 区域中
- (3) 平成16年兵庫県告示第594号（都市公園の区域変更）3 区域中
- (4) 平成21年兵庫県告示第613号（都市公園の区域変更）3 区域中
- (5) 平成22年兵庫県告示第281号（都市公園の区域変更）3 区域中
- (6) 平成22年兵庫県告示第591号（都市公園の区域変更）3 区域中
- (7) 平成23年兵庫県告示第261号（都市公園の区域変更）3 区域中
- (8) 平成23年兵庫県告示第517号（都市公園の区域変更）3 区域中
- (9) 平成26年兵庫県告示第495号（都市公園の区域変更）3 区域中
- (10) 平成27年兵庫県告示第188号（都市公園の設置）3 区域中
- (11) 平成30年兵庫県告示第646号（都市公園の区域変更）3 区域中
- (12) 平成30年兵庫県告示第704号（都市公園の区域変更）3 区域中
- (13) 令和元年兵庫県告示第336号（都市公園の区域変更）3 区域中

第4条 次に掲げる告示の規定中「県土整備部まちづくり局都市政策課土地対策室」を「まちづくり部建築指導課」に改める。

- (1) 平成13年兵庫県告示第447号（宅地建物取引業に関する手続を定める規則第3条に規定する閲覧所の場所）本文
- (2) 平成29年兵庫県告示第1026号（兵庫県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則）第2条

第5条 次に掲げる告示の規定中「県土整備部まちづくり局」を「まちづくり部」に、「県土整備部三田土木事務所」を「宝塚土木事務所三田業務所」に改める。

- (1) 平成13年兵庫県告示第689号の3（兵庫県立都市公園の設置）3 区域 中

- (2) 平成17年兵庫県告示第554号（兵庫県立都市公園の区域変更）3区域 中
- (3) 平成18年兵庫県告示第1070号（都市公園の区域変更）3区域 中
- (4) 平成19年兵庫県告示第617号（都市公園の区域変更）3区域 中
- (5) 平成21年兵庫県告示第281号（都市公園の区域変更）3区域 中

第6条 昭和50年兵庫県告示第681号の8（建築基準法の規定により各区域を所管する建築主事の指定）表備考中「県土整備部」を「まちづくり部」に改める。

第7条 昭和61年兵庫県告示第216号（風致地区の種別の指定）の一部を次のように改正する。

表縦覧場所の欄中「県土整備部まちづくり局」を「まちづくり部」に、「西宮市企画財政局都市計画部都市計画課」を「西宮市役所」に、「芦屋市役所建設部都市計画課」を「尼崎市役所」に、「伊丹市都市住宅部都市計画室」を「伊丹市役所」に、「赤穂市都市整備部都市計画課」を「赤穂市役所」に、「洲本市都市整備部都市計画課」を「洲本市役所」に改める。

第8条 平成12年兵庫県告示第541号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

2 縦覧場所の表中「県土整備部土木局砂防課」を「土木部砂防課」に改め、同表中「八鹿土木事務所」を「養父土木事務所」に改め、同表中「養父郡八鹿町役場」を「養父市役所」に改める。

第9条 平成12年兵庫県告示第952号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

2 縦覧場所の表中「県土整備部土木局砂防課」を「土木部砂防課」に改め、同表中「西宮土木事務所」を「宝塚土木事務所」に改める。

第10条 平成13年兵庫県告示第144号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

2 縦覧場所の表中「県土整備部土木局砂防課」を「土木部砂防課」に改め、同表中「八鹿土木事務所」を「養父土木事務所」に改め、同表中「北摂整備局土木部」を「宝塚土木事務所」に改め、同表中「養父郡養父町役場」を「養父市役所」に改め、同表中「朝来郡朝来町役場」を「朝来市役所」に改める。

第11条 平成13年兵庫県告示第422号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

2 縦覧場所の表中「県土整備部土木局砂防課」を「土木部砂防課」に改め、同表中「西宮土木事務所」を「宝塚土木事務所」に改め、同表中「上郡土木事務所」を「光都土木事務所」に改め、同表中「八鹿土木事務所」を「養父土木事務所」に改め、同表中「浜坂土木事務所」を「新温泉土木事務所」に改め、同表中「佐用郡三日月町役場」を「佐用郡佐用町役場」に改め、同表中「養父郡関宮町役場」を「養父市役所」に改め、同表中「美方郡浜坂町役場」を「美方郡新温泉町役場」に改める。

第12条 平成14年兵庫県告示第533号（都市公園の区域変更）の一部を次のように改正する。

本文中「県土整備部まちづくり局」を「まちづくり部」に、「淡路県民局県土整備部」を「淡路県民局」に改める。

第13条 平成16年兵庫県告示第393号（都市計画法施行条例に基づく指定区域等の指定等）の一部を次のように改正する。

本文中「兵庫県県土整備部まちづくり局開発指導室及び関係町開発担当課」を「兵庫県庁及び加東市役所」に改め、1及び2中「加東郡滝野町」を「加東市」に改め、3を削る。

第14条 平成17年兵庫県告示第249号（都市計画法施行条例に基づく指定区域等の指定等）の一部を次のように改正する。

本文中「兵庫県県土整備部まちづくり局開発指導室及び加東郡滝野町建設課」を「兵庫県庁及び加東市役所」に改め、2中「加東郡滝野町」を「加東市」に改める。

第15条 平成17年兵庫県告示第326号（都市公園の区域変更）の一部を次のように改正する。

本文中「県土整備部まちづくり局」を「まちづくり部」に、「県土整備部社土木事務所」を「加東土木事務所」に改める。

第16条 平成18年兵庫県告示第413号の11（不動産鑑定業者に関する手続等を定める規則第3条に規定する閲覧所の場所）の一部を次のように改正する。

本文中「県土整備部まちづくり局土地対策室」を「まちづくり部建築指導課」に改める。

第17条 平成21年兵庫県告示第1251号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部を次のように改正する。

表括弧書中「兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課開発調整室及び相生市建設経済環境部建設課」を「兵庫県庁及び相生市役所」に改める。

第18条 平成23年兵庫県告示第215号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部を次のように改正する。

表括弧書中「兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課開発調整室及び相生市都市建設部都市整備課」を「兵庫県庁及び相生市役所」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。